

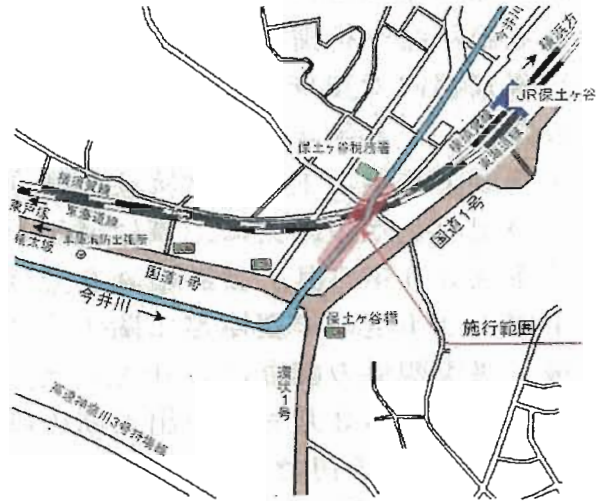
請負工事と委託工事発注要件と事務の流れについて

	請負工事	委託工事
発注要件	<p>請負工事は、市の管理する物件の工事で、一部の例外を除き、通常は建設会社などへの請負契約によります。</p> <p>工事の規模や内容によって、請負業者の選定範囲が変わります。</p>	<p>市の公共工事に伴い必要となる他の施設管理者の物件の工事及びそれに近接する場合の工事などは、施設管理者への委託工事となります。</p> <p>委託先の多くは、鉄道、ガス、水道といった公益企業となっています。</p> <p>業者選定がないため、委託金額の多寡には関係なく委託することが出来ます。</p>
根拠規程	<p>横浜市契約規則 横浜市請負工事監督事務取扱規程 横浜市請負工事検査事務取扱規程</p>	<p>横浜市契約規則 横浜市物品及び役務検査事務取扱規程</p>
契約から監督まで	<p>① 市長から口頭または文書で契約の相手方にする旨の通知 ▽</p> <p>② 契約の相手方は、通知後5日以内に契約書類等（内訳書を含む）を市長に提出 ▽</p> <p>③ 工事請負契約書の締結（以降は、契約の相手方を請負人という。） ▽</p> <p>④ 監督員の任命 ▽</p> <p>⑤ 監督員の任命について請負人への通知 ▽</p> <p>⑥ 請負人は工程表を監督員へ提出</p>	<p>① 市長から口頭または文書で契約の相手方にする旨の通知 ▽</p> <p>② 契約の相手方は、通知後5日以内に契約書類等（内訳書を含む）を市長に提出 ▽</p> <p>③ 委託工事契約書の締結</p> <p>（横浜市における監督行為なし）</p>
検査から支出まで	<p>① 請負人から工事監督員に工事完成の通知 ▽</p> <p>② 工事監督員が局長に任命された部長職の検査主幹に書面で検査依頼 ▽</p> <p>③ 検査主幹が、担当する検査員を任命 ▽</p> <p>④ 14日以内に検査員が検査（請負人、工事監督員の立会い） ▽</p> <p>⑤ 検査員は、検査調書、成績評定書等の書類を作成（検査主幹までの決裁をとる） ▽</p> <p>⑥ 請負人から契約代金の請求 ▽</p> <p>⑦ 発注課が支出命令書に検査調書を付して支出手続き ▽</p> <p>⑧ 請求の日から40日以内に支払い</p>	<p>① 相手方から発注課に契約履行の完了通知 ▽</p> <p>② 任命された検査員に担当職員が検査依頼</p> <p>▽</p> <p>③ 10日以内に検査員が検査（契約の相手方、担当職員の立会い） ▽</p> <p>④ 検査員は物品役務完了検査調書を作成（作成に際しては決裁不要） ▽</p> <p>⑤ 契約の相手方から契約代金の請求 ▽</p> <p>⑥ 発注課が支出命令書に検査調書を付して支出手続き ▽</p> <p>⑦ 請求の日から30日以内に支払い</p>

# 二級河川今井川改修事業における国・県の補助金の一部返還及び加算金の納付について

## 1 二級河川今井川改修工事の概要

- (1) 二級河川今井川は、昭和45年度から河川改修を行っていますが、平成2年の台風や5年の集中豪雨などにより、大きな被害を受けたため、早期に治水安全度を向上させることが必要になっていました。
- (2) 浸水対策として、鉄道（東海道線・横須賀線）を供用しながら、岩間川橋りょう及び金沢橋の架け替えと護岸の改修工事を行い、河川の流下機能を向上させるものです。
- (3) 本工事は、鉄道軌道下の工事であり、かつ高度な専門性、安全性が求められるためJR東日本へ委託し、年度ごとの協定により実施するものです。



### 【参考】

#### 「岩間川橋りょう及び金沢橋架替工事」

- ・ボックスカルバート  
幅(内法) 9 m × 高さ(内法) 6 m、延長 58 m  
(既設断面 平均幅 6 m × 高さ 3 m)  
河川切回工、護岸築造工、附帯工
- ・流下機能  
改修後 112.4 m<sup>3</sup>/秒  
(改修前 35.6 m<sup>3</sup>/秒)
- ・事業費 約67億円



## 2 経緯

- (1) 平成16年第1回市会定例会に契約議案として上程
  - ア 委託期間  
平成16年4月12日～23年3月31日
  - イ 限度額57億円の債務負担行為を設定

(2) 平成16年4月に全体施行協定を締結するとともに、初年度(16年度)の施行協定を締結しました。

(参考) 全体施行協定における各年度別工事費概算額 (単位: 百万円)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	総額
総工事費	1,000	1,254	1,179	1,053	1,095	585	534	6,700

(3) 工事着手直後の平成16年10月の台風22号により、現場の上流付近において84棟の浸水被害が発生し、災害復旧工事や被害に遭われた住民に対する1年半に亘る説明会や折衝対応などにより、工事に大幅な遅れが生じました。

(4) 東京都内でJR東日本が施工した本事業で採用した工種により発生した事故の検証のため、18年4月から6月にかけて工事を中断しました。

(5) 平成18年11月、立坑及び推進工事において、JR軌道下の古い橋りょうの残がいが出現したため、更に工事に遅れが生じました。

(6) 平成20年5月、会計検査を受けるに当たり、事前に現場確認を行ったところ、平成19年度の年度協定に関する部分が完了していないことが明らかとなり、その後、事実関係の調査に入りました。

(7) 平成21年3月までの出来高の調査結果として、出来高以上に支払っていた委託料は823,584千円であることが判明しました。

なお、この委託料については平成21年4月末にJR東日本から返還されています。

(8) 平成21年5月15日には調査報告を国と県に提出し、補助金の返還命令が出されることが確定しました。

(9) 平成21年6月4日、国及び県から補助金の交付決定の一部取消し及び補助金の返還命令を受けました。

<委託料の年度別内訳>

(単位: 円)

項目	年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
年度協定額		1,000,400,000	1,254,250,000	399,840,000	699,468,000
支払額	当該年度分(a)	690,050,000	297,364,000	45,000,000	109,530,000
	繰越分(b)		310,350,000	956,886,000	354,840,000
	支払額(a+b)	690,050,000	607,714,000	1,001,886,000	464,370,000
	累計支払額(A)	690,050,000	1,297,764,000	2,299,650,000	2,764,020,000
出来高	出来高	192,045,283	396,869,571	887,150,717	464,370,000
	累計出来高(B)	192,045,283	588,914,854	1,476,065,571	1,940,435,571
累計出来高と累計支払額の差額 (A-B)		498,004,717	708,849,146	823,584,429	823,584,429

### 3 補助金返還額等の内訳

(単位：円)

返還金等	補正額	確定額
返還金（国）	289,376,000	278,958,465
返還金（県）	289,376,000	278,958,465
返還金 計	578,752,000	557,916,930
加算金（国）	93,579,000	未定
加算金（県）	89,195,000	未定
加算金 計	182,774,000	未定
合 計	761,526,000	未定

※ 加算金については、返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還金額につき年10.95%の割合で計算した額で、補助金返還後に確定されます。

### 4 原因

- (1) 平成16年の台風22号による現場周辺の浸水被害の発生による工事の遅れや予期せぬ地下埋設物の出現などにより、工事が大幅に遅れたこと。
- (2) JR東日本の軌道下における工事という特性により、JR東日本に対して、7年間の協定で設計から施工監理までを一括して委託したことにより、JR東日本との協議・調整が不十分になり、出来高について正確に把握することができなかったこと。
- (3) 非常に専門性の高い工事であり、容易に現場に入ることができず、出来高の確認も容易ではなかったこと。
- (4) 繰越手続きなどの予算管理について適切に処理できなかったこと。
- (5) 組織としてチェック機能が十分に働かなかったこと。
- (6) 年度末の検査の時点では、国・県に補助金の返還手続きをすることは困難であると考え、出来高を十分に確認できないまま支払ったこと。
- (7) JR東日本が既に各工事業者と請負契約を締結していることから、予定通りの出来高があがると判断したこと。

### 5 再発防止策について

- (1) 平成21年4月から、道路局のコンプライアンス推進委員会で議論を進めてきました。

まずは、局内で再発防止策の周知・徹底を図るとともに、市役所全体でも取り組んでまいります。

- (2) 再発防止策

ア 鉄道という専門性の高い分野においても、的確に判断し審査できる技術力を高めていきます。

イ 国土交通省からの通知「公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」を再度、職員に周知・徹底します。

ウ 組織のチェック機能を高めます。

エ 予算執行管理の適正化を図ります。

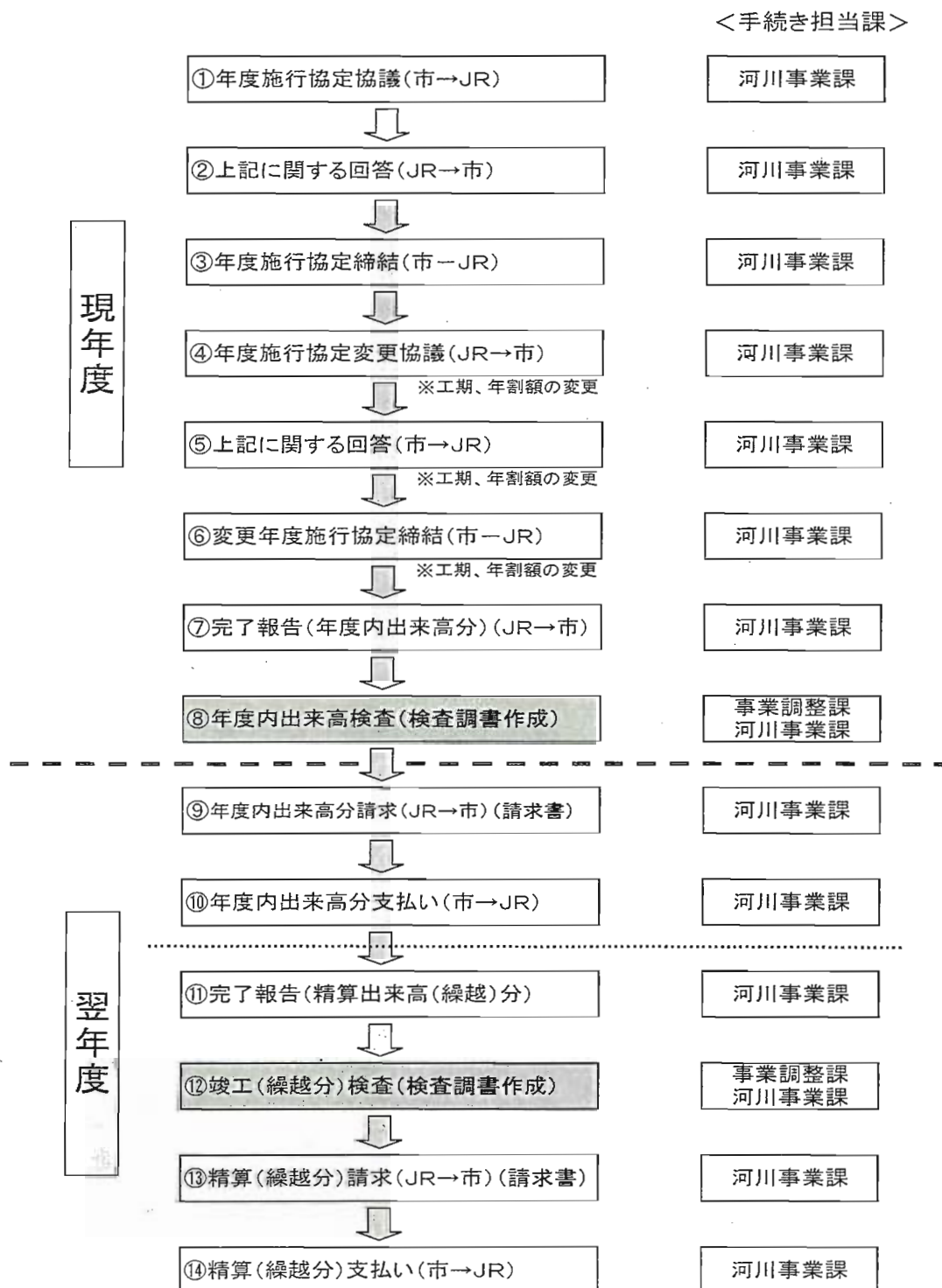
オ 事業の進行管理の徹底を図ります。

(3) 第三者委員会の設置

再発防止策について、専門的・客観的な見地からも提言いただくよう、有識者等による検討委員会を設置します。

(参考)

岩間川橋りょう委託工事手続きフロー



今井川「東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋  
改築工事」の委託についての調査報告書

横浜市

# 調査報告書

## 1 経緯

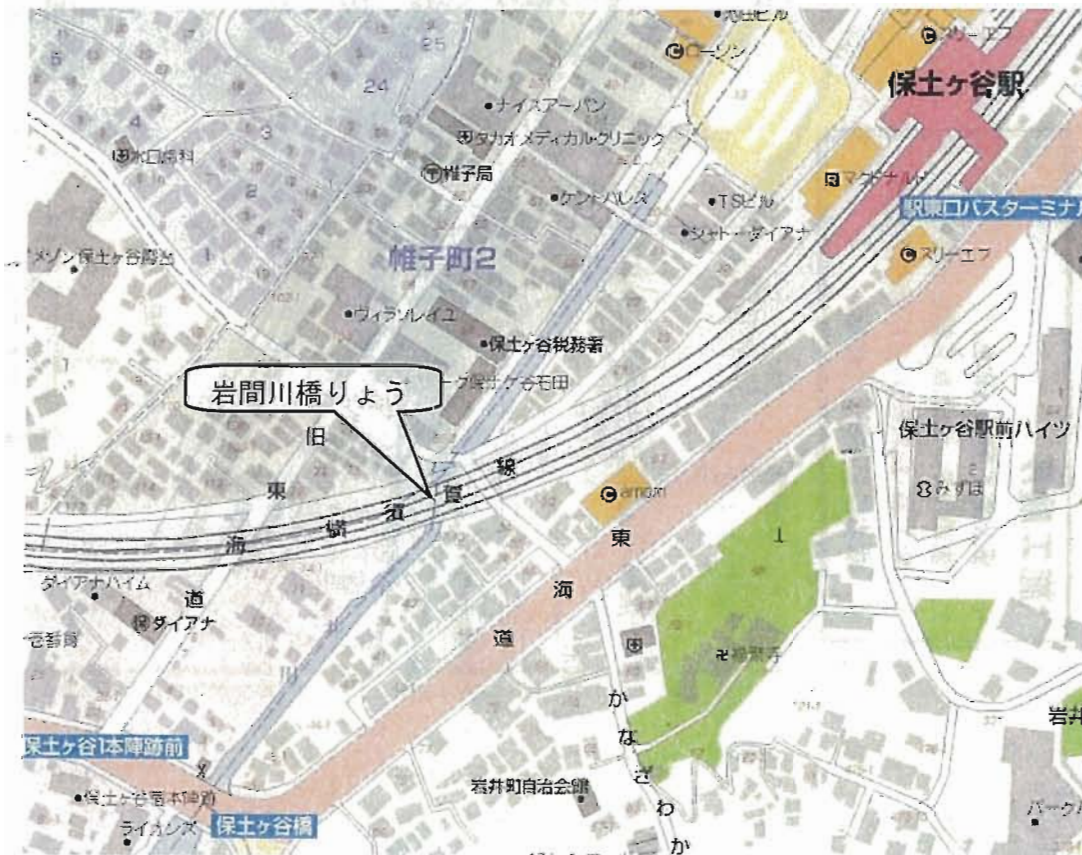
今井川の河川改修事業を推進するため、平成16年度から22年度までを工期として、東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事（以下「岩間川橋りょう委託工事」という）を東日本旅客鉄道株式会社（以下JR東日本という）に委託し、工事を進めている。

20年6月の会計検査の対応準備のため、本市として、現地の事前確認を行ったところ、平成19年度の年度協定に関する部分が完了していないことが判明した。

そこで、事実関係を把握するため、調査チームを設け、書類調査、現地確認等を行い、その結果を報告書としてまとめた。

## 2 今井川河川改修事業に伴う「岩間川橋りょう委託工事」の概要

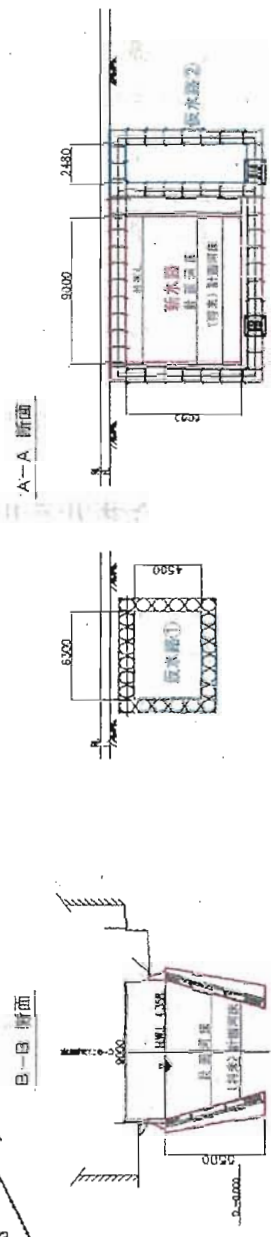
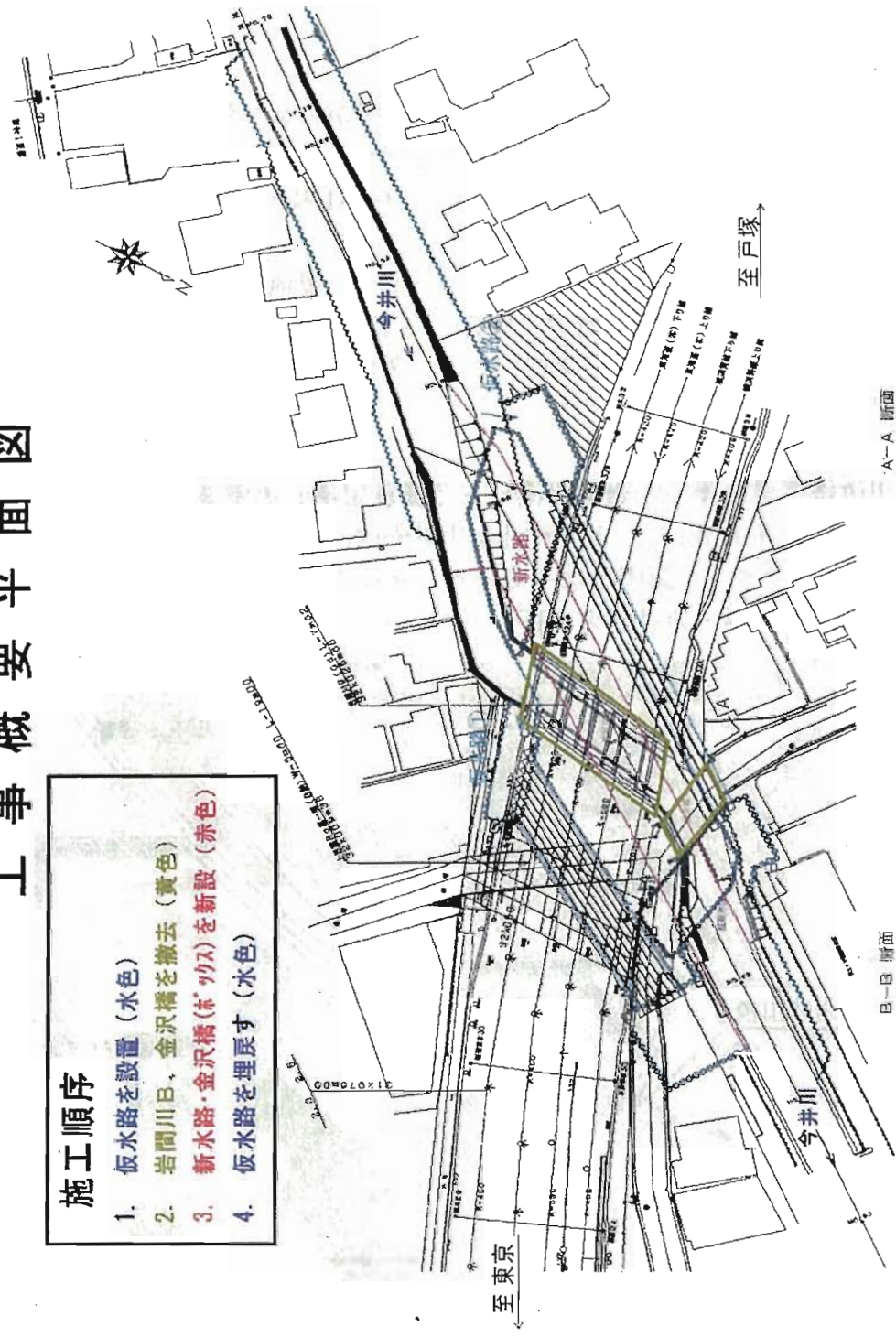
「岩間川橋りょう委託工事」は、2級河川今井川流域の浸水解消を図ることを目的として、未改修区間でネック箇所となっているJR保土ヶ谷駅に近接した岩間川橋りょう及び金沢橋の拡幅・架け替えを行うものである。



案内図

# 工事概要要平面図

- 施工順序**
1. 仮水路を設置 (水色)
  2. 岩間川B、金沢橋を撤去 (黄色)
  3. 新水路・金沢橋(木ツル)を新設 (赤色)
  4. 仮水路を埋戻す (水色)





### 3 調査の概要

#### (1) 調査の目的

「岩間川橋りょう委託工事」に関わる事務処理について、その事実経過を確認するための調査を行い、不適切な事務処理の内容を明らかにする。

#### (2) 調査チーム

調査を実施するため、環境創造局に調査チームを設けた。

〈調査チームのメンバー〉 8名

- 宮永 総務部長
- ・ 楢村 総務課長
- ・ 井上 水・緑管理課長
- ・ 石原 経理課長
- ・ 長谷川 経営担当課長
- ・ 山本 事業調整課長
- ・ 桐原 河川事業課長
- ・ 佐藤 職員厚生担当係長

#### (3) 調査の方法

##### ア 書類調査

出来高額の確認や支払事務等がどのように行われていたかについて、横浜市とJR東日本が取り交わした書類やしゅん工検査時の書類、及び支払時の書類等について調査を行った。

- ・ 補助金関連 平成16年度～19年度の交付申請書、完了実績報告書
- ・ 協定書 基本協定書、全体施行協定書  
平成16年度～19年度の年度施行協定書
- ・ 検査関係書類 平成16年度～19年度の物品役務部分検査調書、  
工事検査調書、完了報告書、工事精算書等
- ・ 支払関係書類 請求書、支出命令書

##### イ 聞き取り調査

- ・ 環境創造局の関係職員  
平成16年度～19年度に委託工事に関係していた職員に、協定締結、工事施行、工事完了検査から支払までの役割、及び当時の状況認識等について、21年3月までに聞き取り調査を行った。
- ・ JR東日本  
環境創造局の事業担当課との調整経過等について、確認を行った。

##### ウ 現地調査

20年10月や21年3月等、複数回、河川事業課長等が現地の施工状況を確認した。

#### 4 調査結果

##### (1) 委託工事について

###### ア 事務分担

- 環境創造局河川事業課（平成16年度までは下水道局河川設計課）  
河川工事の設計、施行を所管しており、「岩間川橋りょう委託工事」については、JR東日本との協定締結、委託工事施工を担当した。
- 環境創造局事業調整課（平成16年度までは下水道局河川計画課）  
河川事業全体の基本方針、実施計画、執行調整及び国庫補助申請を所管しており、「岩間川橋りょう委託工事」に関する国・県への補助金の申請等を担当した。
- 委託工事手続きフローと担当課

—次頁—

###### イ 鉄道事業者への委託工事とした理由、及び委託工事の特徴

河川に鉄道橋が架かっている場合、河川の拡幅を行うためには、河川に架かる鉄道部分の工事が不可欠である。鉄道橋部分を拡幅するためには、まず鉄道施設の軌道・電気施設等について調整、移転した後、現状の河川を切り回したうえで、古い鉄道橋梁を撤去、その後新たな河川護岸を整備する工程が必要となる。

営業している軌道下や隣接した区域で工事を行うためには、鉄道工事に関する技術的専門性や、深夜を除いて運行している鉄道事業との各種工事調整・安全確保が不可欠であり、また、河川と鉄道の工事を一体で施工する必要があるため、鉄道事業者へ委託することとした。

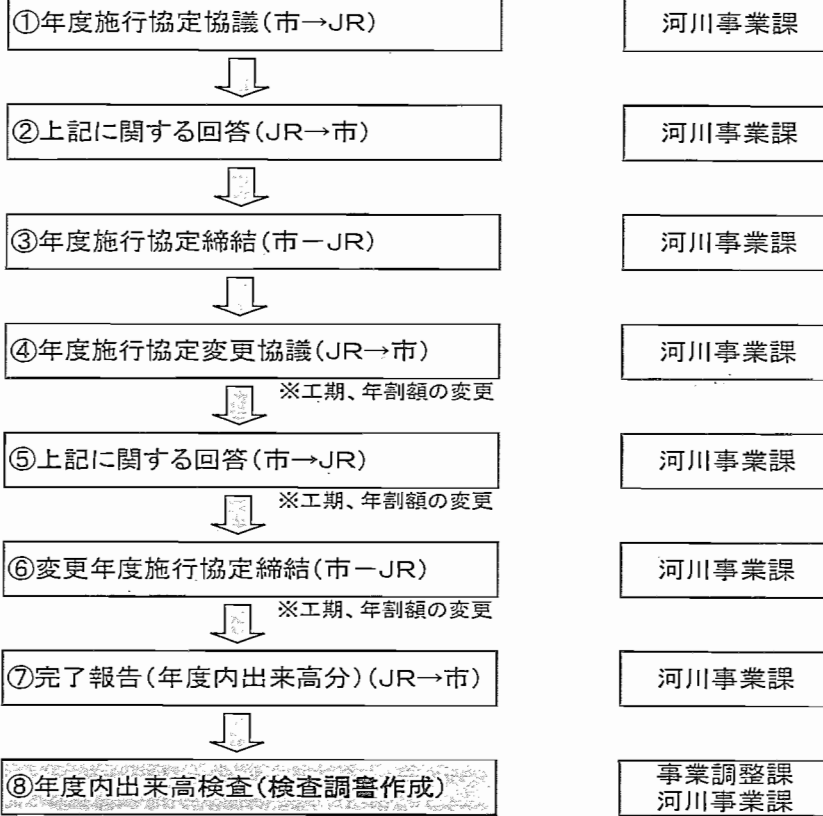
「岩間川橋りょう委託工事」は、一般的な請負工事による施行とは、次のような相違がある。

- ① 工期が長期（7年間）にわたり、一体不可分であるため、全体施行協定（契約）により一括契約し、全体施行協定に基づく年度毎の工事額について年度施行協定を締結し事業を進めていた。
- ② 本市発注の、河川改修工事の多くは請負工事として施行しており、工事監督は本市土木事務所等が行うが、岩間川橋りょう委託工事については、鉄道工事の特殊性から設計から工事監督までを一括してJR東日本に委託している。

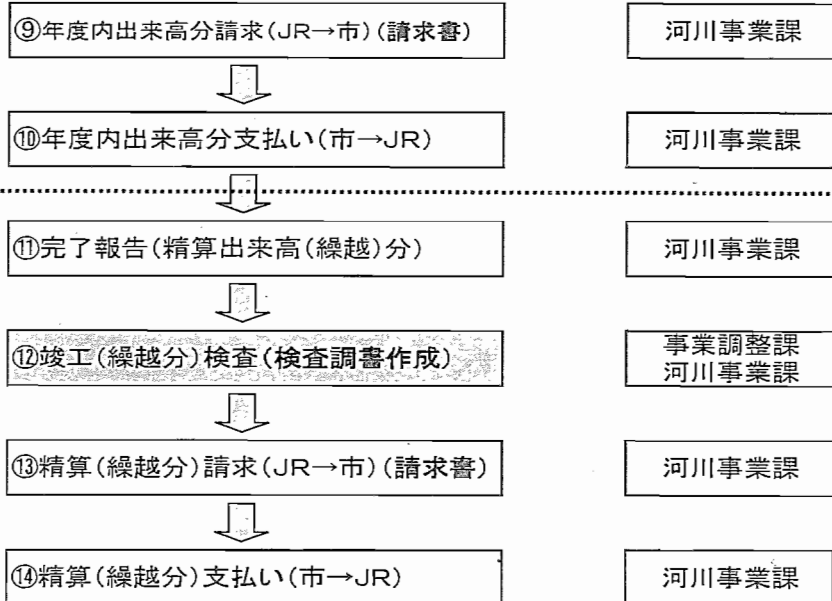
## 岩間川橋りょう委託工事手続きフロー

＜手続き担当課＞

現年度



翌年度



(2) 出来高額と支払額の差異

ア 差 額

関係書類等を調査の結果、次のとおり、出来高額と支払額に差異があることが判明した。

(委託事業費ベース)

平成16年度～19年度支払額	2,764,020,000円
平成16年度～19年度出来高額	1,940,435,571円
差 額	823,584,429円

<年度別内訳>

項目 \ 年度		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
年度協定額		1,000,400,000	1,254,250,000	399,840,000	699,468,000
支 払 額	当該年度分(a)	690,050,000	297,364,000	45,000,000	109,530,000
	繰越分(b)		310,350,000	956,886,000	354,840,000
	支払額(a+b)	690,050,000	607,714,000	1,001,886,000	464,370,000
	累計支払額(A)	690,050,000	1,297,764,000	2,299,650,000	2,764,020,000
出 来 高 額	出来高額	192,045,283	396,869,571	887,150,717	464,370,000
	累計出来高額(B)	192,045,283	588,914,854	1,476,065,571	1,940,435,571
累計出来高額と累計支払額の差額 (A-B)		498,004,717	708,849,146	823,584,429	823,584,429

イ 差額発生の原因

委託工事費の支払いは、受託者の請求に基づき、横浜市が工事の出来高を確認し、出来高に応じた支払額を確定して支払うこととなっている。

横浜市では、JR 東日本と全体施行協定で定めた年度割に基づき、16、17年度と年度協定を締結してきたが、16年の台風22号などによる河川からの溢水被害の発生やその後の1年半に及ぶ住民との折衝、災害対策工事、鉄道事業者側の安全対策のための工法採択など様々な理由により、工事は予定より大幅に遅延した。

なお、18、19年度は工事の遅れを考慮し、全体施行協定より減額した年度協定を締結しているが、JR 東日本に設計から施工管理まで委託していることから、出来高が十分確認できる資料の提供がJR 東日本からなかったこ

とや鉄道工事の現場状況から市の職員が立ち入るのが困難であったことなど、結果として出来高を十分に確認できないまま支払ってきたため、支払額と出来高額との差額が累積し、19年度末時点で約8億2,358万円余となったものである。

#### ウ 工事遅延の理由

主な遅延理由は次のとおり。

##### ① 作業用地確保遅延による遅れ

全体施行協定を締結した16年度の前年度(15年度)に、進入路栈橋築造工事や支障物件撤去工事を準備工事として別途実施していた。この工事が作業用地確保の遅れ等により遅延し、完了が16年9月となった。協定初年度の16年度工事は、準備工事完了後に行うため、進捗が大幅に遅れた。

##### ② 台風被害とその後の住民対応による遅れ

16年10月に台風22号による浸水被害が発生し、工事現場近隣の住宅等84棟が浸水した。また、その2週間後には川からの溢水こそ無かったものの台風23号が襲来、危険水位まで達しているため、近隣住民から工事に対する不安の声が寄せられ、その後、1年半に及ぶ延べ23回にわたる地元説明会や折衝のほか、原因や対策、今後の進め方に関する多くの電話、メール、手紙などへの対応を頻繁に行っていた。

浸水被害の殆どが床上であるため、多大な財産的被害が生じ、住民もその原因究明と対策に強い関心を寄せ、この多くの問い合わせに対し、本件に係わる区職員や河川担当職員が総出で対応に追われ、中には、健康を害する職員がでた。

この間、水害再発防止対策工事として、台風被害の復旧や護岸補強、上下流部の河川断面の暫定拡幅などを行っていたため、本格的な工事再開は、台風被害発生約1年後の17年9月となった。

##### ③ 推進工法安全対策確立による遅れ

18年2月から4月にかけて東京都内の3か所で、JR東日本が施工する同じ施工法の工事事故が相次いだため、JR東日本において同種推進工法の安全性について再検討を行うこととなり、その間、2か月にわたり工事の中断が余儀なくされ、さらに工事が遅延した。

##### ④ 地中障害物発生による遅れ

18年11月からの仮設水路築造のための立抗工事及び推進工事において、JR軌道下の古い橋梁の支障物(軌道下硬化路盤、レンガ基礎、基礎杭)にぶつかり、工事難航のため遅延している。

### (3) 協定締結から検査・支払いまでの経過

#### 平成14年度

平成15年 3月19日 基本協定の締結  
平成15年 3月19日 支障物件撤去工事の施行協定締結

#### 平成16年度

平成16年 4月12日 全体施行協定書の締結  
総事業費：66億9,965万円  
期 間：平成16～22年度の7ヵ年  
平成16年 4月12日 平成16年度施行協定の締結  
費 用：10億40万円  
完成時期：平成17年3月31日まで  
平成17年 3月29日 平成16年度変更施行協定の締結（工期延期）  
完成期間：平成17年11月30日まで  
平成17年 3月31日 平成16年度施行協定の出来高額検査を実施

#### 平成17年度

平成17年 4月28日 平成16年度当該年度工事金額支払い  
6億9,005万円  
平成17年 6月27日 平成17年度施行協定の締結  
費 用：12億5,425万円  
完成期間：平成18年3月31日まで  
平成17年11月29日 平成16年度変更施行協定の締結（工期の再延期）  
完成期間：平成18年1月31日まで  
平成18年 1月31日 平成16年度施行協定の完成検査を実施  
平成18年 3月20日 平成16年度工事繰越金額支払い  
3億1,035万円  
平成18年 3月27日 平成17年度変更施行協定の締結（工期延期）  
完成期間：平成19年1月31日まで  
平成18年 3月31日 平成17年度施行協定の出来高額検査を実施

#### 平成18年度

平成18年 4月21日 平成17年当該年度工事金額支払い  
2億9,736万4千円  
平成19年1月29日 平成17年度変更施行協定の締結（工期の再延期）

			完成期間：平成19年3月31日まで
平成19年	2月	1日	平成18年度施行協定の締結 費用：3億9,984万円
			完成期間：平成19年3月31日まで
平成19年	3月	26日	平成18年度変更施行協定の締結（工期延長）
			完成期間：平成20年3月31日まで
平成19年	3月	30日	平成17年度施行協定の完成検査を実施 平成18年度施行協定の出来高額検査を実施

**平成19年度**

平成19年	5月	8日	平成17年度繰越工事金額支払い 9億5,688万6千円
平成19年	5月	8日	平成18年度当該年度工事金額支払い 4,500万円
平成19年	8月	8日	平成19年度施行協定の締結 費用：6億9,946万8千円 完成期間：平成20年3月31日まで
平成20年	3月	25日	平成19年度変更施行協定の締結（工期延長） 完成期間：平成21年3月31日まで
平成20年	3月	31日	平成18年度施行協定の完成検査を実施 平成19年度施行協定の出来高額検査を実施

**平成20年度**

平成20年	4月	21日	平成18年度繰越工事金額支払い 3億5,484万円
平成20年	5月	7日	平成19年度当該年度工事金額支払い 1億953万円

**(4) 事実関係のまとめ**

**ア 国・県への補助金交付申請について**

横浜市では、16年度以降、年度毎に、JR東日本と施行協定を締結し、工事の範囲、工事の費用を確定した。その事業費を確保するため、各施行年度の前年度に、都市基盤河川改修事業として国及び県に国庫補助及び県費補助を要望し、施行年度の4月に交付決定を受けている。

環境創造局河川事業課（平成16年度は下水道局河川設計課）はJR東日本と協議し、事業費に関する資料を作成した。

環境創造局事業調整課（平成16年度は下水道局河川計画課）は、河川事業課が作成した資料を基に、国・県への交付申請を行っている。

16、17年度は、全体施行協定書の年度別工事概算調書に掲載されている各年度の予定額を交付申請している。18、19年度は、17年度にJR東日本から報告を受けた事業進捗予定を基に、全体協定よりも減額して申請額を確定し、交付申請を行っている。

#### イ 協定締結、施工、検査について

15年3月に横浜市とJR東日本は、岩間川橋りょう工事について7年間の工期を予定した工事全体の基本的事項（工事の範囲、完成時期など）に関する基本協定を締結した。

その後、16年4月に全体施行協定を締結し、工事全体の工事費、工期、工事内容等を定めた。この全体施行協定書には、工事の概算総額や本市の負担額などを明記し、全体工程表及び工事費概算額調書が添付された。

16年度以降、各年度の施工工事費は全体施行協定に基づき、決定されることとされた。

#### 平成16年度

##### ○ 16年度の施行協定締結（16年4月）

横浜市とJR東日本では16年4月に、7年間の工期を予定する工事全体の施行協定を締結すると同時に、16年度施行協定を締結した。本市の工事費負担額は全体施行協定に基づき、10億40万円とした。

##### ○ 台風22号などによる工事の遅延

JR東日本に委託して進めていた15年度完了予定の支障物件（ガス管等の地下埋設物）移転工事は、移転先確保の調整が難航したことなどにより、完了が遅れ、3月完了予定が9月となった。

更に、10月9日に横浜市を襲った台風22号によって当工区の上流区間において浸水被害が発生したことから、工事の進捗が遅れた。台風22号による浸水被害は、当該工事箇所周辺家屋等84棟が受けたものであり、工事に対する住民の不安を解消するための横浜市とJR東日本による地元説明に時間を要することとなった。

その後、10月20日に襲来した台風23号についても、川からの溢水被害こそ無かったものの、河川の水位が危険な状態まで上がり、住民の不安を増幅している。

##### ○ 16年度末支払額の算定（→ 繰越額確定、工期延期の変更協定締結）

11月に河川設計課からJR東日本に対し、年度末の出来高予定額を示すことを度々依頼したが、文書による確定数値の回答は出せないとのことから、JR東日本から口頭で受けた約5割の出来高見込から予定出来高（支払額）の算定を本市が行い、JR東日本に提示した。



この時期、今井川以外においても市内各箇所台風に関する災害対策工事への対応や住民対応に忙殺されていたことや、JR委託工事のような鉄道事業者に管理を委託している特殊な工事についてまで現場確認を行うことが困難な状況であった。

横浜市ではJR東日本からの報告等により16年度の予定出来高を約6億9千万円と算定し、残りの約3億1千万円を17年度に繰越すこととし、JR東日本に連絡した。この時点では、台風による遅れはあったものの16年度末の出来高検査時に予定出来高が達成できるものと考えていた。

横浜市とJR東日本では、以上のように予定出来高額と繰越額を確定し、工期については17年11月末まで延期することとし、変更協定を締結した。

#### ○ 委託工事(16年度分)の出来高検査(17年3月)

16年度分の出来高検査としては、工事現場において、JR東日本から協定の実施状況の説明を受け、現場の状況を確認した。

横浜市は、JR東日本から既に発注した施工業者及び契約工事額の一覧表、施工業者への支払書(写)、施工業者との契約書(写)等の説明資料の提出を受け、

- ① 1月の社内検査による請負業者への支払額は、11月に横浜市に報告した年度末の予定出来高額に達していない、
  - ② 予定出来高の不足額については、既に施工業者と契約済みの工事に含まれている、
- と説明を受けた。

横浜市としては、この事実を16年度末の検査の時に初めてJR東日本から知らされ、次の理由から、出来高の把握が十分できないまま予定出来高に基づくJR東日本からの請求金額を支払った。

- ① JR東日本から、17年3月末時点での出来高の確認できる資料の提出がなかったこと。
- ② JR東日本は既に工事について施工業者と契約済みであり、不足分については責任を持って施行するとの申し出が検査時点であったこと。

#### ○ 再度の工期延期の変更協定締結(18年1月)

16年10月の台風22号による、当該工事箇所周辺で発生した浸水被害により、工事についての住民の理解が得られず、結果として17年9月まで本格的な工事再開はできなかった。そのため、JR東日本と協議した上で、17年11月末までの協定期間を18年1月末に再度延期する変更協定を締結した。

#### ○ 委託工事(16年度から17年度への繰越分)完了検査(18年1月)

18年1月に16年度繰越工事の完了検査を行ったところ、検査時にJR

東日本からは、

- ① 16年度協定で約束した予定出来高に達していない、
  - ② 協定に謳われている工事内容は、既に施工業者と契約済みの工事に含まれている、
- と説明を受けた。

横浜市としては、次の理由から、出来高の把握が十分できないままJR東日本からの請求金額を支払った。

- ① JR東日本からは、18年1月時点での支払い済み額の提示はあったものの、横浜市が必要とする出来高の確認できる資料の提出がなかったこと。
- ② JR東日本は既に工事について施工業者と契約済みであり、責任を持って施行するとの申し出が検査時点であったこと。

#### 平成17年度

##### ○ 17年度施行協定の締結（17年6月）

横浜市とJR東日本は17年6月に17年度施行協定を締結した。本市の工事費負担額は、全体施行協定に基づき、約12億5千万円とした。

##### ○ 17年度末支払額の算定（→ 繰越額確定、工期延期の変更協定締結）

16年度の工事が遅れていたため、11月にJR東日本に確認したところ、17年度工事の出来高予定額は約3億円と口頭で報告を受けた。現場に日中入ることができず、施工管理まで一括委託していることから、この口頭による報告を基に17年度の予定支払額を約3億円とし、残りの約9億6千万円を18年度へ繰越すこととした。またJR東日本と調整の上、19年1月末まで工期延期することし、変更協定を締結した。

##### ○ 委託工事（17年度分）の出来高検査（18年3月）

18年3月末の出来高検査時に、JR東日本からは、

- ① 1月の社内検査による支払額は11月に横浜市に報告した年度末の予定出来高に達していない、
  - ② 予定出来高の不足額については、既に施工業者と契約済みの工事に含まれている、
- と説明を受けた。

横浜市としては、次の理由から、出来高の把握が十分できないままJR東日本からの請求金額を支払った。

- ① JR東日本から、18年3月末時点の出来高の確認できる資料の提出がなかったこと。
- ② JR東日本は既に工事について施工業者と契約済みであり、不足分については責任を持って施行するとの申し出が検査時点であったこと。

- 委託工事(17年度から18年度への繰越分)の完了検査(19年3月)  
工事が遅れていたことから、JR東日本と協議した上で19年1月末までの協定期間を19年3月末に再度延長する変更協定を締結した。  
19年3月末に17年度繰越工事の完了検査を行ったところ、検査時にJR東日本からは、
  - ① 1月の社内検査による支払額は11月に横浜市に報告した17年度協定の予定出来高額に達していない、
  - ② 協定に謳われている工事内容は、既に施工業者と契約済みの工事に含まれている、と説明を受けた。  
横浜市としては、次の理由から、出来高の把握が十分できないままJR東日本からの請求金額を支払った。
  - ① JR東日本から、19年3月末時点での出来高の確認できる資料の提出がなかったこと。
  - ② JR東日本は既に工事について施工業者と契約済みであり、不足分については責任を持って施行するとの申し出が検査時点であったこと。

#### 平成18年度

- 18年度施行協定締結(19年2月)  
横浜市とJR東日本は、工事の進捗が遅れていることから、19年2月1日に18年度施行協定を締結した。協定額については、全体施行協定の18年度の予定額11億8千万円を減額し、約4億円とした。
- 18年度支払額の算定(→ 繰越額確定、工期延期の変更協定締結)  
JR東日本から18年度工事の出来高予定額を口頭による報告に基づき、18年度の予定支払額を4千5百万円とし、残りの約3億5千万円を19年度へ繰り越すこととした。  
19年3月26日、JR東日本と調整した上で、20年3月末まで工期延期することを決め、変更協定を締結した。
- 委託工事(18年度分)の出来高検査(19年3月)  
18年度分の出来高については、河川施設はできていなかったものの、鉄道施設については、検査書類の確認により、概ね出来ていると判断し、JR東日本からの請求金額を支払うこととした。
- 委託工事(18年度から19年度への繰越分)の完了検査(20年3月)  
20年3月末に18年度繰越工事の完了検査を横浜市が行い、JR東日本からの請求金額を支払った。

## 平成19年度

### ○ 19年度施行協定の締結

横浜市とJR東日本では、19年8月8日に19年度施行協定を締結した。協定額については、工事の進捗が遅れていることから、全体施行協定の19年度の予定額約10億5千万円を減額し、約7億円とした。

### ○ 19年度末支払額の算定（→ 繰越額確定、工期延期の変更協定締結）

19年度末の出来高予定額については、JR東日本からの口頭による報告を基に、協議のうえ19年度の予定支払額を約1億1千万円とし、残りの約5億9千万円を20年度に繰り越すこととした。

また、JR東日本と調整した上で、21年3月末まで工期延期することを決め、変更協定を締結した。

### ○ 委託工事（19年度分）の出来高検査（20年3月）

20年3月末に19年度工事の完了検査を横浜市として行い、JR東日本からの請求金額を支払った。

## ウ 支払いについて

支出は、JR東日本からの請求書に基づき、河川事業課において支出命令書を作成し、必要な書類を添付した後、17年度支出分までは課内決裁を経て経理課及び会計室に、18年度支出分以降は会計室に回議され、必要な記載事項や添付書類の審査（文面審査）を行った後、請求額どおりの支払い手続きを進めた。

## 5 不適切な事務処理の原因

### （1）補助事業における鉄道委託工事契約に関する理解の不足

河川改修工事など土木工事の多くは請負工事として施行しているが、本件工事では軌道との離れも少なく、鉄道の安全運行への影響も懸念され、また、鉄道施設自体も改築する必要があったため、鉄道事業に関する技術的専門性を有するJR東日本に設計から施工監督までを委託し、事業を進めていた。

岩間川橋りょう委託工事については、本市とJR東日本が7年間に及ぶ全体施行協定をもとに、各年度施行協定を締結し、支払いをすることとしている。

16年度及び17年度については、台風等の影響により、工事が遅延している中、横浜市としては浸水被害住民の対応に忙殺されており、JR東日本から当該年度の出来高を十分に確認できないまま、結果として年度協定に基づく出来高額と支払額とが乖離することとなってしまった。

この原因としては、次のことが上げられる。

- ① JR東日本に設計から施工管理まで委託しており、JR東日本を信頼していたこと。
- ② JR東日本から、出来高の確認できる資料の提出がなかったこと。
- ③ 鉄道工事の現場状況から市の職員が立ち入るのが困難であったこと。

18年度及び19年度については、工事の遅れを考慮し、全体施行協定より減額した年度協定を締結したが、累計の出来高と支払額の乖離を解消するまでには至らなかった。

このように本件工事については、全体施行協定の期間及び内容での処理を考えたJR東日本に対して、横浜市は平成16年7月の国土交通省の通知「都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」についての河川部局への周知が図られなかったこともあり、各年度協定の出来高について、横浜市とJR東日本との相互の協議・確認が充分に行われなかったことが今回の不適切な事務処理につながる原因としてあり、課題と考えている。

## (2) 過払いの発生及び検査体制

### ア 過払いについて

関係書類等を調査の結果、次のとおり出来高額と支払額に差異があることが判明した。各年度の状況は次のとおりでした。

(ア) 16年度は、11月時点でJR東日本からの口頭による報告に基づき、当該年度の出来高を設定した。17年3月末に検査を実施したが、その時点で、確認できたのはJR東日本の1月末時点の社内検査によるJR東日本から請負業者への支払額のみであったため横浜市としては、次の理由から、出来高の確認ができないままJR東日本からの請求金額を支払った。

- ① JR東日本から、出来高の確認できる資料の提出がなかったこと。
- ② JR東日本への支払額を減額すると、国・県に補助金の返還手続きをする必要があり、この時点でこれらの手続を行うことは不可能であると考えたこと。

その結果、3月末において、過払いが発生した。

(イ) 17年度は、16年度と同様、11月時点でJR東日本からの予定出来高としては3億円との報告に基づき明許繰越手続を行った。

3月時点での出来高額は、約4億円あったものの、16年度の繰越分を解消出来てはいなかったため、結果として過払いが生じていた。

(ウ) 18年度以降については、年度協定金額を減額して、締結し、年度としての出来高は概ね協定通り確認できたが、過去の出来高不足を解消するこ

とは出来なかった。

このような状況に至った原因としては、各年度末時点で、J R 東日本から、出来高の確認できる資料の提出がなかったこと及び J R 東日本は既に工事について施工業者と契約済みであり、責任を持って施行するとの申し出が検査時点であったことによるものと考えている。

#### イ 検査体制について

河川改修事業の検査員は、河川事業課内で検査員名簿を作成し、工事ごとに相応しい検査員を選任し、部長までの決裁により任命している。原則として、当該工事施行担当と異なる系の職員が検査員となるが、河川工事の専門性から河川関連部署内の職員が任命されている。

検査員については、検査を専門に所管する部署の設置や、他の課の職員を任命する体制を採っている部署があり、こういった検査体制が図られていなかったことが原因の一つとしてあった。

#### (3) 予算執行に関する関係諸規定の理解不足

当該委託工事については、

- ・ J R 東日本と7年間の全体施行協定(契約)を市予算の債務負担行為として設定し締結していること、
- ・ 出来高確認の際には、J R 東日本は既に20年度までの市への請求額を上回る工事を施工業者に発注、契約済であったこと、
- ・ J R 東日本は、一般の民間企業と異なり、倒産等による不履行はありえないと考えたこと、

などにより、台風被害などの不測の事情により当面の工事は遅延していても全体施行協定期間内に完了させられるものとして手続きを進めた。

また、河川事業全般的な認識として、早期に改修効果を発現するため、河川事業費を確保し、効率的な執行に努め、繰越を縮減するといった予算執行に関する常日頃からの意識が強かったことも遠因と考えられる。

## 6 今後の対応

### (1) 再発防止委員会の設置

不適切な事務処理が発生した原因については、前項で記述したが、今後、今回案件のような他機関への委託工事を含めた横浜市における補助事業の適正執行を行うためにも、再発防止に取り組みなければならない。

そこで、客観的、専門的な視点からの再発防止策を検討するため、第三者による再発防止委員会を設置して対応する必要がある。



国関整都整第114号  
国関整道工第192号  
国関整河計第96号  
平成21年2月2日

横浜市

都市整備局長 様  
道路局長 様  
環境創造局長 様

関東地方整備局  
建政部長

道路部長

河川部長

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の  
透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」について（通知）

標記について、国土交通省都市・地域整備局、河川局、道路局の関係各課長から、平成21年1月22日付け国都街第58号ほかにより、所管の公共事業において鉄道事業者へ委託して実施する工事に関する取り組みについて、別添のとおり申し合わせがなされたので、遺漏なきよう取り計らい願います。

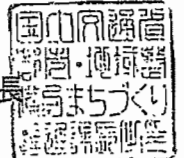
また、今後委託工事に関する取り組みについて、本申し合わせを参考とした運用に努められるよう、貴管内の地方公共団体及び各地方公共団体が所管する地方道路公社に周知されたい。

国都まち第75号  
国都市第346号  
国都街第58号  
国都公景第107号  
国都下事第351号  
国河環第71号  
国河治第107号  
国道政第41号  
国道国防第103号  
国道地環第39号  
国道有第130号  
国鉄施第50号  
平成21年1月22日

関東地方整備局 建政部長 殿

国土交通省都市・地域整備局

まちづくり推進課長



国土交通省都市・地域整備局

市街地整備課長



国土交通省都市・地域整備局

街路交通施設課長



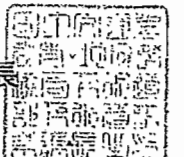
国土交通省都市・地域整備局

公園緑地・景観課長



国土交通省都市・地域整備局

下水道部 下水道事業課長



国土交通省河川局

河川環境課長



国土交通省河川局

治水課長





国土交通省道路局

路政課長



国土交通省道路局

国道・防災課長



国土交通省道路局

地方道・環境課長



国土交通省道路局

有料道路課長



国土交通省鉄道局

施設課長



「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の  
透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」について

国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事(以下「委託工事」という。)に関し、会計検査院からの平成17年度決算検査報告における指摘事項を踏まえて、今般、委託工事に関する取組みについて別添資料のとおり申し合わせがなされたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、補助事業等においても、今後委託工事に関する取組みについて、本申し合わせを参考とした運用に努められるよう、貴管内の地方公共団体及び各地方公共団体が所管する地方道路公社に周知されたい。

なお、地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局あてに別添のとおり通知しているので申し添える。



国都まち第75号  
 国都市第346号  
 国都街第58号  
 国都公景第107号  
 国都下事第351号  
 国河環第71号  
 国河治第107号  
 国道政第41号  
 国道国防第103号  
 国道地環第39号  
 国道有第130号  
 国鉄施第50号  
 平成21年1月22日

関東地方整備局 道路部長 殿

国土交通省都市・地域整備局

まちづくり推進課長



国土交通省都市・地域整備局

市街地整備課長



国土交通省都市・地域整備局

街路交通施設課長



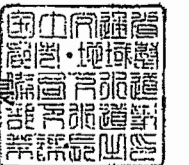
国土交通省都市・地域整備局

公園緑地・景観課長



国土交通省都市・地域整備局

下水道部 下水道事業課長



国土交通省河川局

河川環境課長



国土交通省河川局

治水課長



国土交通省道路局

路政課長



国土交通省道路局

国道・防災課長



国土交通省道路局

地方道・環境課長



国土交通省道路局

有料道路課長



国土交通省鉄道局

施設課長



「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の  
透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」について

国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において  
事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事(以下「委託工事」という。)に  
関し、会計検査院からの平成17年度決算検査報告における指摘事項を踏まえて、  
今般、委託工事に関する取組みについて別添資料のとおり申し合わせがなされたの  
で、遺漏なきよう取り計らわれたい。

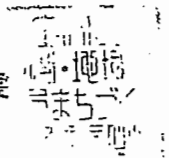
また、補助事業等においても、今後委託工事に関する取組みについて、本申し合  
わせを参考とした運用に努められるよう、貴管内の地方公共団体及び各地方公共団  
体が所管する地方道路公社に周知されたい。

なお、地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局あてに別添のとおり通知しているので  
申し添える。

国都まち第75号  
国都市第346号  
国都街第58号  
国都公景第107号  
国都下事第351号  
国河環第71号  
国河治第107号  
国道政第41号  
国道国防第103号  
国道地環第39号  
国道有第130号  
国鉄施第50号  
平成21年1月22日

関東地方整備局 河川部長 殿

国土交通省都市・地域整備局  
まちづくり推進課長



国土交通省都市・地域整備局  
市街地整備課長



国土交通省都市・地域整備局  
街路交通施設課長

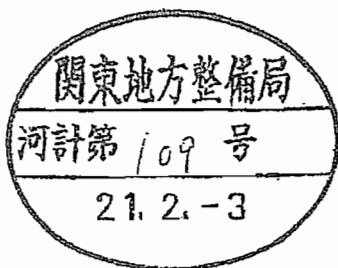
国土交通省都市・地域整備局  
公園緑地・景観課長

国土交通省都市・地域整備局  
下水道部 下水道專業課長

国土交通省河川局  
河川環境課長



国土交通省河川局  
治水課長



国土交通省道路局

路政課長

国土交通省道路局

国道・防災課長



国土交通省道路局

地方道・環境課長

国土交通省道路局

有料道路課長



国土交通省鉄道局

施設課長



「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の  
透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」について

国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事(以下「委託工事」という。)に関し、会計検査院からの平成17年度決算検査報告における指摘事項を踏まえて、今般、委託工事に関する取組みについて別添資料のとおり申し合わせがなされたので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、補助事業等においても、今後委託工事に関する取組みについて、本申し合わせを参考とした運用に努められるよう、貴管内の地方公共団体及び各地方公共団体が所管する地方道路公社に周知されたい。

なお、地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局あてに別添のとおり通知しているので申し添える。

(別添)

国都まち第75号  
国都市第346号  
国都街第58号  
国都公景第107号  
国都下専第351号  
国河環第71号  
国河治第107号  
国道政第41号  
国道国防第103号  
国道地環第39号  
国道有第130号  
国鉄施第50号  
平成21年1月22日

各地方運輸局

鉄道部長

内閣府沖縄総合事務局

運輸部長 殿

都市・地域整備局

まちづくり推進課長

市街地整備課長

街路交通施設課長

公園緑地・景観課長

下水道部

下水道事業課長

河川局

河川環境課長

治水課長

道路局

路政課長

国道・防災課長

地方道・環境課長

有料道路課長

鉄道局

施設課長

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の  
透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」について

国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事(以下「委託工事」という。)に関し、会計検査院からの平成17年度決算検査報告における指摘事項を踏まえて、今般、委託工事に関する取り組みについて別添資料のとおり申し合わせがなされたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、貴管下の申し合わせがなされた以外の鉄軌道事業者に対して、今後委託工事に関する取り組みについて、本申し合わせを参考とした運用に努められるよう周知されたい。

地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社あてに別添のとおり通知しているので申し添える。

なお、本通知については、申し合わせがなされた鉄道事業者に対しても周知されたい。

(別添)

国都まち第75号  
国都市第346号  
国都街第58号  
国都公景第107号  
国都下事第351号  
国河環第71号  
国河治第107号  
国道政第41号  
国道国防第103号  
国道地環第39号  
国道有第130号  
国鉄施第50号  
平成21年1月22日

東日本高速道路株式会社 建設事業部長 殿  
管理事業部長 殿

中日本高速道路株式会社 建設事業本部長 殿  
保全・サービス事業本部長 殿

西日本高速道路株式会社 建設事業部長 殿

首都高速道路株式会社 計画・環境部長 殿

阪神高速道路株式会社 建設事業部長 殿

本州四国連絡高速道路株式会社 保全計画部長 殿

名古屋高速道路公社 計画部長 殿

福岡北九州高速道路公社 建設部長 殿

広島高速道路公社 企画調査部長 殿

都市・地域整備局

まちづくり推進課長

市街地整備課長

街路交通施設課長

公園緑地・景観課長

下水道部

下水道事業課長

河川局



河川環境課長  
治水課長  
道路局  
路政課長  
国道・防災課長  
地方道・環境課長  
有料道路課長  
鉄道局  
施設課長

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の  
透明性の確保の徹底に関する申し合わせ」について

国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において、事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事（以下「委託工事」という。）に関し、会計検査院からの平成17年度決算検査報告における指摘事項を踏まえて、今般、委託工事に関する取組みについて別添資料のとおり申し合わせがなされたので、貴社においても、本申し合わせを参考とした運用に努められたい。

なお、地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局あてに別添のとおり通知しているので申し添える。

(別添)

公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に  
関する申し合わせ

国土交通省及び鉄道事業者は、国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事（以下「委託工事」という。）に関し、公共事業の透明性に関する社会的要請の高まり及び国土交通省を検査対象とした会計検査院の検査報告等を踏まえ、委託工事をより効率的かつ円滑に実施していくため、「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議」（以下「調整会議」という。）を通じて委託工事に対して相互に理解を深めるとともに、以下の事項について取り組むことを申し合わせる。

1. 事業実施主体と鉄道事業者は、委託工事に関し、平成16年7月1日付けの「都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」（以下「透明性通達」という。）の趣旨を踏まえ、次に掲げる各段階において、必要かつ十分な協議、調整等を行うものとする。

1) 工事施行協定締結時

事業実施主体と鉄道事業者は、別添1を参考に工事施行協定書に別紙1（「透明性通達」別添資料（例）〔工事施行協定締結時の資料例〕）と同等の資料の添付について定めるものとする。

なお、上記資料において、工事費の総額が増加となるような工事内容の変更が生じた場合は、工事施行協定を変更するものとする。

2) 年度協定締結時

事業実施主体と鉄道事業者は、別添1を参考に年度協定書に別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結段階での協議資料例〕）と同等の資料の添付について定めるものとする。

なお、複数年度に跨る委託工事について、事業実施主体と鉄道事業者は、工事の施行に支障しないよう、各年度当初速やかに年度協定を締結するものとする。

3) 鉄道事業者の請負契約締結後及び完了時

鉄道事業者は請負契約を締結した後及び請負契約の完了時においては、別紙3（「透明性通達」別添資料（例）〔請負契約締結時及び精算時の資料例〕）と同等の資料を事業実施主体に提出するものとする。

なお、複数年にわたる請負契約については、その最終年度を除き、各年度協定の精算時に別紙3と同等の資料を提出するものとする。

4) 各年度協定に係る概算払い時

鉄道事業者は、各年度協定に係る概算払いを請求する時において、事業進捗に応じた支払いが国等の会計制度に則った会計処理の下で適切に実施されるよう、別紙4のとおり、「出来高予定調書」と同等の資料を事業実施主体に提出するものとする。

なお、事業実施主体は会計法第22条、予算決算及び会計令第58条等に基づき、

出来高予定調書、工程表及び資金計画等により事業の進捗を十分把握し、適時適切に支出するものとする。

5) 各年度協定の精算時

事業実施主体は、鉄道事業者から提出された別紙3と同等の資料により請負契約の内容及び管理費の内訳の確認を行い、各年度協定の精算を適切に行うものとする。

2. 事業実施主体が、鉄道事業者からの工事費等の負担を受けて、工事を行う場合には、委託者である鉄道事業者に対し、前項1)～5)と同様の取り組みを講ずるものとする。
3. 鉄道事業者は、国等の会計制度に則った委託工事の適切な会計処理の実施と効率的な予算執行のため、委託工事に係る費用を消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額とに明確に区分するものとする。
4. 国土交通省と鉄道事業者は委託工事を効率的かつ円滑に実施し、相互に理解を深め、意見の調整等を図る目的とした組織（以下「調整会議」という。）を別添2のとおり設置し、委託工事にかかる事項について継続的に意見交換等を行うものとし、詳細については別途定めるものとする。
5. 国土交通省各地方整備局等と鉄道事業者は、委託工事の効率的かつ円滑な実施と透明性の確保に向けた実務上の取組み及び課題に関する連絡調整や情報交換を図ることを目的とした組織（以下「地方連絡会議」という。）を別添3のとおり設置し、相互に継続的な連絡調整を行うものとし、詳細については別途定めるものとする。

平成 20 年 12 月 25 日

国土交通省

都市・地域整備局

河川局

道路局

道路局

鉄道局

北海道旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

四国旅客鉄道株式会社

九州旅客鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社

(社) 日本民営鉄道協会

街路交通施設課長

治水課長

路政課長

国道・防災課長

施設課長

工務部長

建設工事部長

建設工事部長

建設工事部長

工務部長

施設部長

保全工事部長

土木部会長

## 別添資料

別添1 透明性確保の徹底のための協定書記載例

別添2 「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議」について

別添3 鉄道委託工事に係る地方連絡会議の設置について

## 透明性確保の徹底のための協定書記載例

国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者に委託して実施する工事（以下「委託工事」という。）において、事業実施主体を甲とし、鉄道事業者を乙として、工事施行協定及び年度協定等を締結するにあたっては、下記協定書記載例を参考に作成するものとする。

なお、『注：』以下は、実際の協定書には記載しないものとする。

### 記

#### 【工事施行協定】

##### (公正性と透明性の確保)

第〇条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

注：ただし、単年度で完了する委託工事については、年度協定に位置づけるものとする。

##### (年度協定)

第〇条 各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度毎の工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障しないよう努めるものとする。

##### (計画予算)

第〇条 工事の計画予算は別紙のとおりとする。

注：上記「計画予算」は、別紙1（「透明性通達」別添資料（例）〔工事施行協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

注：「計画予算」においては、消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額を明確にするものとする。

#### 【年度協定】

##### (工事の内容及び施行区分)

第〇条 工事の内容及び施行区分は、別紙事業内容のとおりとする。

注：上記「事業内容」は、別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

##### (工事の工程)

第〇条 工事の工程は、別紙事業工程表のとおりとする。

注：上記「事業工程表」は、別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

##### (工事の費用及び負担)

第〇条 工事の施行に要する費用及び負担内訳は別紙事業費負担額調書のとおりとする。

注：上記「事業費負担額調書」は、別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

注：事業費負担額調書においては、消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税

対象額を明確にするものとする。

(契約関係資料の提出)

第〇条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び年度協定の精算時に請負契約ならびに工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

注：上記請負契約に関する資料については、別紙3（「透明性適達」別添資料（例）〔請負契約締結時及び精算時の資料例〕）と同等なものとする

(費用の支払い)

第〇条 乙は当該工事において概算払いを請求する時は、「出来高予定調書」を作成し、甲へ速やかに提出するものとする。

注：上記「出来高予定調書」については、概算払いに必要な事業の進捗状況を把握可能な別紙4と同等な資料とする。

注：出来高予定調書においては、消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額を明確にするものとする。

以 上

「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議」について

1. 主 旨

近年の厳しい経済・財政状況、国民のニーズの多様化・高度化等を背景として、公共事業の実施にあたっては、その必要性や効果等についての説明責任を果たすとともに、コストを厳しく見直し、効率的に事業を実施していくことは喫緊の課題である。

このため、国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事(以下「委託工事」という。)についても、透明性を確保しつつ効率的に実施することが強く求められているところである。

そこで、国土交通省と鉄道事業者は、委託工事をより効率的かつ円滑に実施し透明性の確保を図るため、委託工事に関する相互の理解を深め、意見の調整等を図ることを目的とした「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議」を設置するものである。

2. 構成

●国土交通省

- ・都市・地域整備局 街路交通施設課長
- ・河川局 治水課長
- ・道路局 路政課長、国道・防災課長
- ・鉄道局 施設課長

●鉄道事業者

- ・北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ・(社)日本民営鉄道協会 土木部会長、副部会長

以 上

鉄道委託工事に係る地方連絡会議の設置について

近年の厳しい経済・財政状況、国民のニーズの多様化・高度化等を背景として、公共事業の実施にあたっては、その必要性や効果等についての説明責任を果たすとともに、コストを厳しく見直し、効率的に事業を実施していくことは喫緊の課題である。

このため、国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事（以下「委託工事」という。）についても、透明性を確保しつつ効率的に実施することが強く求められている。

そこで、国土交通省地方整備局等と鉄道事業者は、委託工事のより効率的かつ円滑な実施と透明性の確保に向けた実務上の取組み及び課題に関する連絡調整や情報交換を図ることを目的とした「鉄道委託工事に係る国土交通省地方整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」を設置する。

1. 情報交換、調整内容

- ・ 現在の相互における課題等
- ・ 委託工事の効率的な実施と透明性の確保に関する連絡調整

2. 地方連絡会議の設置単位、会議メンバー

原則として各地方整備局等の単位で地方連絡会議を設置する。

〈会議メンバー〉

国土交通省	北海道開発局	建設部・事業振興部	：	各担当課長補佐
	各地方整備局	道路部・河川部・建政部	：	各担当課長
	各地方運輸局	鉄道部	：	担当課長
各都道府県	担当部局		：	各担当課長

鉄道事業者（JR各社、大手民鉄16社、中小民鉄等）：担当課長等

※ なお、地方整備局の管轄をまたがる県、鉄道事業者の参加については適宜調整を行うものとする。



## 別紙資料

	頁
別紙1 工事施行協定締結時の資料例	
(1) 工事施行協定における計画予算の様式例	1
別紙2 年度協定締結時の資料例	
(1) 平成○年度 事業の内容(協定にかかる事業の概要)	2
(2) 平成○年度 事業工程表(原則として工区・工事種別ごとの工程)	3
(3) 平成○年度 事業費負担額調書	4
別紙3 請負契約締結時及び精算時の資料例	
(1) 請負契約一覧	5
(2) 工事注文書、工事注文請書	6
(3) 請負金額内訳書	8
(4) 請負金額内訳明細書	10
(5) 請求書	12
(6) 第○回 出来形調書	13
(7) 第○回 出来形検査 数量計算書、出来形数量総括表	14
(8) 管理費の内訳(平成○年度実績表)	16
別紙4 出来高予定調書	17



例

(1) 平成〇年度 事業内容(協定にかかる事業)

事業種別	通常事業
〇〇県庁施行	
・側道	
街路工	L=〇〇〇m
用地買収費	A=〇〇〇m <sup>2</sup>
物件補償費	N= 〇〇件
〇〇旅客鉄道施行	
・架道橋	
掘削	V=〇〇〇m <sup>3</sup>
掘削土留工	L=〇〇〇m
薬液注入工	V= 〇〇m <sup>3</sup>
工事用防護工	N=〇式
仮囲い	L=〇〇m

このほか、位置図を添付すること。

(2) 平成〇年度 事業工程表 (原則として工区・工種別ごとの工程)

例

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
甲 施行	側道工事				—	—	—	—	—	—	—	—		
	用地買収	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	物件補償	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
乙 施行	仮囲い工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	掘削			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	掘削土留工				—	—	—	—	—	—	—	—		
	薬液注入工							—	—	—	—	—		
	工事用防護工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	保安工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

例

(3) 平成〇年度 事業費負担額調書

施行者 区分	事業区分・内容	事業費	費用負担額		摘 要
			甲	乙	
甲	・側道 街路工 用地買収費 物件補償費				
	小 計				
乙	・架道橋 掘削 掘削土留工 棄液注人工 工事用防護工 仮囲い				
	工事付帯 管理費				
	小 計				
	合 計				

※委託工事に係る費用を消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額とに明確に区分するものとする。

例

(1) 請負契約一覧

	契約番号	契約年月日	件名	請負金額	請負者名
当初	〇〇工 第〇〇号	平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇〇工事	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	〇〇建設㈱
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
	計				

別紙 3 請負契約締結時及び精算時の積算例

例

(2) - 1 工 事 注 文 書

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号  
 〇〇建設株式会社  
 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇  
 上記代理人  
 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号  
 〇〇建設株式会社東京支店  
 支店長 〇 〇 〇 〇 殿

注文番号	〇〇工〇〇第〇〇号
工事名	〇 〇 〇 〇 〇 〇 新設工事
工事場所	〇〇都〇〇区〇〇一丁目〇〇〇一〇〇他
期 限	着工 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 完成 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
契約金額	一金 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 うち取引に係る消費税 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 (消費税等を除く契約金額 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也)
請求書受理箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇〇 〇〇課
代金支払箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇部〇〇課
監督箇所	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇
(摘要欄)	(添付書類)
1 発注品 [ 有・無 ]	① 数量内訳書
2 貸与品 [ 有・無 ]	② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する書面
3 支給材料 [ 有・無 ]	③ 基本契約書追加条項等
4 前金払 [ 有・無 ]	④ 仕様書
	5 内容説明書
	⑥ 図面〇〇葉

工事請負基本契約書に基づき、上記のとおり注文しますので、応諾したときは、工事注文  
 請書を提出してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号  
 〇〇旅客鉄道株式会社  
 契約責任者  
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

例

(2) - 2 工 事 注 文 請 書

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号  
 〇〇旅客鉄道株式会社  
 契約責任者  
 〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

注 文 番 号	〇〇 工〇〇第〇〇号
工 事 名	〇〇〇〇〇〇 新設工事
工 事 場 所	〇〇都〇〇区〇〇-丁目〇〇〇-〇〇他
期 限	着 工 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 完 成 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
契 約 金 額	一 金 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 うち取引に係る消費税 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 (消費税等を除く契約金額 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也)
請 求 書 受 理 箇 所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇〇 〇〇課
代 金 支 払 箇 所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇都〇〇課
監 督 箇 所	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇
(摘要欄)	(添付書類)
1 発 注 品 [ 有・無 ]	① 数量内訳書
2 貸 与 品 [ 有・無 ]	② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に規定する書面
3 支 給 材 料 [ 有・無 ]	③ 基本契約書追加条項等
4 前 金 払 [ 有・無 ]	④ 仕様書
	⑤ 内容説明書
	⑥ 図面〇〇葉

上記について、工事請負基本契約書を遵守のうえお請けいたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号  
 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇  
 代理人 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号  
 〇〇建設株式会社東京支店  
 支店長 〇〇〇〇







例

(4) 請 負 金 額 内 訳 明 細 書

番 号 〇〇工 〇〇 第 〇〇〇〇 号  
件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設

会 社 名 〇〇建設(株)東京支店  
作 成 者 〇 〇 〇 〇  
連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
作 成 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

例

処理番号 T0071-00 [ 内 訳 明 細 書 ① ]

工事番号 〇〇工 〇〇 第 0000 号

工事件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設他

請負金額 0,000,000,000 円

工事種類名称	内訳工種	単位	数量	単価	金額	適用
架道橋	鋼製土留工(鋼矢板式)仮設	壁 <sup>2</sup> m	0.0	0,000	00,000	
	鋼製土留工(親杭式)仮設	壁 <sup>2</sup> m	0.0	0,000	00,000	
	薬液注入工	m <sup>3</sup>	0.0	0,000	000,000	
	コラムジェット工	m	0.0	00,000	000,000,000	
	簡易工事桁架設	t	0.0	00,000	00,000,000	
	線路防護網仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	工事用列車停止装置仮設	式	0	000,000	000,000	
	工事用列車接近警報器仮設	式	0	0,000	000,000	
	計測工設置	式	0.0	0,000	00,000	
	仮囲い工仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	仮設棧橋工仮設	m <sup>2</sup>	0.0	00,000	000,000	
	作業ヤード仮設	m <sup>2</sup>	0.0	00,000	000,000	
	作業構台仮設	m <sup>2</sup>	0.0	0,000	00,000	
	仮通路仮設	m <sup>2</sup>	0.0	0,000	00,000	
	空頭支障防護工仮設	箇所	0		000,000	
	計				0,000,000,000	





例

(7)-1 第〇回 出来形検査数量計算書

工事番号 : 〇〇工 〇〇第〇〇〇号

工事件名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設

第〇回 出来形検査

数量計算書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

確認者	
検算者	
作成者	









## 議 事 録

会議名	鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議WG
参加者	JR北海道 工務部 専任部長兼管理課長
	JR東日本 建設工事事部 次長(企画)
	JR東海 建設工事事部 次長
	JR西日本 建設工事事部 担当部長(企画)
	JR四国 工務部 保線課長
	JR九州 施設部 企画課 担当課長
	JR貨物 保全工事事部 副部長
	JR貨物 用地部 副部長
	(社)日本民営鉄道協会 土木部会長
	国土交通省 都市・地域整備局 街路交通施設課 整備室長
	国土交通省 河川局 治水課 企画専門官
	国土交通省 道路局 国道・防災課 企画専門官
	国土交通省 道路局 路政課 課長補佐
	国土交通省 鉄道局 施設課 課長補佐
内容	<p>本調整会議WGにおいて、下記の事項を確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国土交通省とJR7社ならびに民鉄協加盟各社は、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ(平成20年12月25日)」に基づいた取り扱いを実施するものとする。</li> <li>2. 透明性に関する申し合わせ1. 1)工事施行協定締結時における「工事費の総額が増額となるような工事内容の変更が生じた場合」とは、増額とはならずとも工法等の変更により工事内容に大幅な変更が生じる場合や工期延伸等も含むものであり、具体的変更の有無については、相互に協議して定めるものとする。</li> <li>3. 透明性に関する申し合わせ1. 1)工事施行協定締結時について、添付される資料の内容については、その時点で入手可能な計画・設計等に基づく精度でよいものとし、その精度に応じた根拠については説明するものとする。また、管理費が、積み上げ計算の場合、「内訳書」は工事施行協定に添付しない。ただし、別途、鉄道事業者は事業実施主体へ内訳書を提出する。</li> <li>4. 透明性に関する申し合わせ1. 2)年度協定締結時について、複数年度に跨る委託工事においては、2年度目以降の年度協定は原則として年度当初に締結するものとする。</li> <li>5. 透明性に関する申し合わせ1. 3)鉄道事業者の請負契約締結後及び請負契約完了時について、鉄道事業者は原則としてすみやかに関係資料を提出する。ただし、具体的提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。</li> </ol> <p>(次頁に続く)</p>
	【全 2葉中の 1】

内 容	<p>6. 透明性に関する申し合わせ1. 4)「各年度協定に係る概算払い」において、概算払いにおける前渡金相当額(協定額の4割まで)については、出来高予定調書の提出を要しないものとする。</p> <p>7. 透明性に関する申し合わせ1. 1)～5)における「同等の資料」とは、別添資料(例)と同等の内容であることを意味し、資料の様式については任意とすることができる。</p> <p>8. 透明性に関する申し合わせ1. 1)～5)における資料について、事業実施主体及び鉄道事業者は当該資料の取扱い、管理を適切に行うものとする。</p> <p>9. 透明性に関する申し合わせ4. における調整会議については、委託工事に係る次の項目等について継続的に意見交換・調整等を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 透明性通達に基づく協定等締結の徹底について</li><li>2) 国の会計制度の周知について(概算払いの適正化、消費税の取り扱い)</li><li>3) 鉄道事業者発注の請負契約にかかる入札方式について</li><li>4) 請負契約にかかる積算基準について</li><li>5) 施工管理について</li><li>6) 協議の迅速化に向けた取り組みについて</li><li>7) 事務費の定率化について</li><li>8) 国、地方公共団体による直接請負発注の可能性について</li></ul> <p>なお、「申し合わせ」および「本議事録」は、上記1)及び2)の項目について、国土交通省と鉄道事業者が確認したものである。</p> <p>10. 透明性に関する申し合わせ5. における地方連絡会議について、構成、連絡調整事項等については別添3を参考とするが、詳細については必要に応じ別途調整する。</p> <p>なお、本地方連絡会は、委託工事全般に渡る共通事項について連絡、調整を図るものとし、共通事項とならない個別案件については、別途関係当事者間で調整を行うこととする。</p> <p>以上</p>
	【全 2葉中の 2】

国都まち第78号  
国都市第110号  
国都街第21号  
国都公緑第54号  
国都下事第144号  
国河治第41号  
国道高第48号  
国道国防第91号  
国道地環第18号  
国道有第20号  
平成16年7月1日

各地方整備局

建政部長  
河川部長  
道路部長

北海道開発局

事業振興部長  
建設部長

内閣府沖縄総合事務局

開発建設部長

都市・地域整備局

まちづくり推進課長  
市街地整備課長  
街路課長  
公園緑地課長  
下水道事業課長

河川局

治水課長

道路局

高遠国道課長  
国道・防災課長  
地方道・環境課長  
有料道路課長

都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において  
鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について

公共事業については、近年の厳しい経済・財政状況、国民のニーズの多様化・高度化等を背景として様々な指摘がなされており、事業の必要性や効果等についての説明責任を果たすとともに、コストを厳しく見直し、効率的に事業を実施していくことが求められているところである。

そのため、都市・地域整備局、河川局及び道路局所管の公共事業において、鉄道事業者との協定に基づく工事を行う場合は、下記により工事等の内容及び費用等について十分に協議、把握することとし、公共事業の実施主体として、当該工事の内容及び費用等に関しての透明性を確保されたい。

なお、下記による貴職と鉄道事業者との協議等の状況については、適宜、報告されたい。

また、標記事業に係る補助事業においても、鉄道事業者が工事を行う場合について、同様に下記による協議等が実施されるよう、貴職において各地方公共団体および各地方公共団体が所管する地方道路公社（指定高速道路公社含む）に周知されたい。

#### 記

1. 都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が行う工事（以下「当該工事」という。）に係る工事施行協定の締結時において、工事内容及び費用（算定方法を含む。）について協議、把握すること
2. 当該工事に係る年度協定の締結時において、事業の工程、負担額について協議、把握すること
3. 当該工事において鉄道事業者が請負契約を行う場合には、請負契約の契約締結後及び当該工事の精算時に請負契約の内容を確認し、当該工事の精算時には、合わせて管理費の内訳の確認を行うこと
4. 上記に基づき協議、確認等を行う内容については、別添資料（例）と同等の内容とすること

## 別紙一覽

	頁
別紙1 工事施行協定締結時の資料例	
(1) 工事施行協定における計画予算の様式例	1
別紙2 年度協定締結時の資料例	
(1) 平成○年度 事業の内容 (協定にかかる事業の概要)	2
(2) 平成○年度 事業工程表 (原則として工区・工事種別ごとの工程)	3
(3) 平成○年度 事業費負担額調書	4
別紙3 請負契約締結時及び精算時の資料例	
(1) 請負契約一覽	5
(2) 工事注文書、工事注文調書	6
(3) 請負金額内訳書	8
(4) 請負金額内訳明細書	10
(5) 請求書	12
(6) 第○回 出来形調書	13
(7) 第○回出来形検査 数量計算書、出来形数量総括表	14
(8) 管理費の内訳 (平成○年度実績表)	16





## 別紙2 年度協定締結段階での協議資料例

## (1) 平成〇年度 事業内容(協定にかかる事業)

事業種別	通常事業
〇〇県庁施行	
・側道	
街路工	L=〇〇〇m
用地買収費	A=〇〇〇m <sup>2</sup>
物件補償費	N= 〇〇件
〇〇旅客鉄道施行	
・架道橋	
掘削	Y=〇〇〇m <sup>3</sup>
掘削土留工	L=〇〇〇m
薬液注入工	N= 〇〇m <sup>3</sup>
工亭用防護工	L=〇式
仮囲い	N=〇〇m

このほか、位置図を添付すること。

例

(2) 平成〇年度 事業工程表 (原則として工区・工種別ごとの工程)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備	考
甲 施 工	側道工事				—										
	用地買収	—													
	物件補償	—													
乙 施 工	仮囲い工	—													
	掘削		—												
	掘削土留工			—											
	薬液注入工					—									
	工事用防護工	—													
	保安工	—													

例

(3) 平成〇年度 事業費負担額調査

施工者 区分	事業区分、内容	事業費	費用負担内訳		摘 要
			甲	乙	
甲	・側道 街路工 用地買収費 物件補償費				
	小 計				
乙	・築道橋 掘削 掘削土留工 薬液注入工 工事用防護工 仮囲い				
	工事付帯 管理費				
	小 計				
	合 計				

別紙3 請負契約締結時及び精算時の資料例

(1) 請負契約一覧

例

	契約番号	契約年月	件名	請負金額	請負者名
当初	〇〇工 第〇〇号	平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇〇工事	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	〇〇建設(株)
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
	計				

例

(2)-1 工 亭 注 文 書

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号  
 〇〇建設株式会社  
 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇  
 上記代理人  
 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号  
 〇〇建設株式会社東京支店  
 支店長 〇 〇 〇 〇 殿

注文番号	〇〇 工〇〇第〇〇号
工事名	〇 〇 〇 〇 〇 〇 新設工事
工事場所	〇〇都〇〇区〇〇一丁目〇〇〇-〇〇他
期 限	着 工 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 完 成 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
契約金額	一全 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 うち取引に係る消費税 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 (消費税等を除く契約金額 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也)
請求書受領箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇〇 〇〇課
代金支払箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇部〇〇課
監督箇所	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇
(摘要欄)	(添付書類)
1 発生品 [ 有 ・ 〇 ] 2 貸与品 [ 有 ・ 〇 ] 3 支給材料 [ 有 ・ 〇 ] 4 前金払 [ 有 ・ 〇 ]	① 数量内訳書 ② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に規定する書面 ③ 基本契約書追加条項等 ④ 仕様書 5 内容説明書 ⑥ 図面〇〇張

工事請負基本契約書に基づき、上記のとおり注文しますので、承諾したときは、工事注文書を提出してください。

平成〇〇年〇月〇〇日

(発注者)

〇〇都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号  
 〇〇旅客鉄道株式会社  
 契約責任者  
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇









例

(4)請 負 金 額 内 訳 明 細 書

番 号 〇〇工 〇〇 第 〇〇〇〇 号

件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設

会 社 名 〇〇建設欄東京支店

作 成 者 〇 〇 〇 〇

連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

作 成 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

処理番号 T0071-00 【 内 訳 明 細 書 ① 】

工事番号 00I 00 第 0000 号

工事件名 000000000000新設他

請負金額 0,000,000,000 円

例

工事種類名称	内訳工程	単位	数量	単価	金額	適用
架道橋	鋼製土留工(鋼矢板式)仮設	壁㎡	0.0	0,000	00,000	
	鋼製土留工(親杭式)仮設	壁㎡	0.0	0,000	00,000	
	薬液注入工	㎡	0.0	0,000	000,000	
	コラムジェット工	m	0.0	00,000	000,000,000	
	筒吊工事桁架設	t	0.0	00,000	00,000,000	
	線路防護網仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	工事用列車停止装置仮設	式	0	000,000	000,000	
	工事用列車接近警報器仮設	式	0	0,000	000,000	
	計測工設置	式	0.0	0,000	00,000	
	仮囲い工仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	仮設橋樑工仮設	㎡	0.0	00,000	000,000	
	作業ヤード仮設	㎡	0.0	00,000	000,000	
	作業構台仮設	㎡	0.0	0,000	00,000	
	仮通路仮設	㎡	0.0	0,000	00,000	
	空頭支障防護工仮設	箇所	0		000,000	
	計				0,000,000,000	



(6)第〇回 出来形調書(甲)

例

契約番号 〇〇工〇〇第〇〇〇号		工事件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設		契約 平成〇〇年〇〇月〇〇日		L中功期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
出来形期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで		請負者 氏名-住所 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 代理人 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇建設株式会社東京支店 支店長 〇 〇 〇 〇						
名称	工事種類	数量 単位	数量				差引増減高 (残高)	今回出来形金額
			契約高 当初 変更高	出来形 前回迄 今回		総高		
建設工事	架道橋	式	0: 0	歩通り	0: 歩通り	0: 歩通り	0	00,000,000
			:					
			:					
			:					
			:					
			:					
			:					
			:					
	小 計		:					00,000,000
			:					
	取引に係る消費税等							0,000,000
	合 計							00,000,000
工事費整理番号 第 0000 号								
検査 平成〇〇年〇〇月〇〇日 検査員職氏名 〇〇課長 〇 〇 〇 〇								

(7)-1 第〇回 出来形検査数量計算書

工事番号：〇〇工 〇〇第〇〇〇号

工事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設

第〇回 出来形検査

数量計算書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

確認者	
検算者	
作成者	





道路局委託工事等事故再発防止委員会

現場視察資料

二級河川今井川改修事業

「東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事」

平成21年7月1日(水)

道 路 局






<資料>

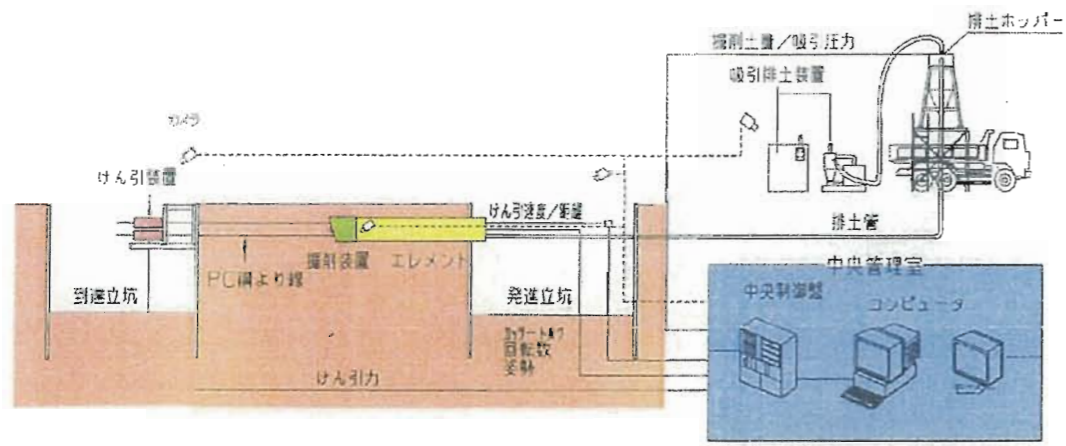
- 1 現場周辺案内図
- 2 工事概要平面図
- 3 現場状況写真等

## 現場周辺案内図



### <凡例>

-  視察箇所（岩間川橋りょう上流側、金沢橋下流側）
-  バス駐車場所
-  移動ルート（徒歩）

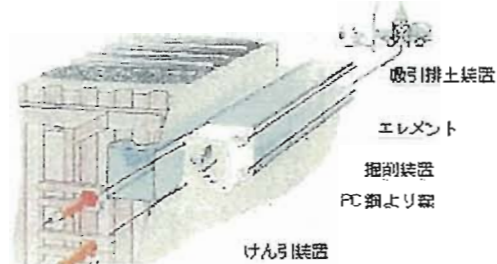
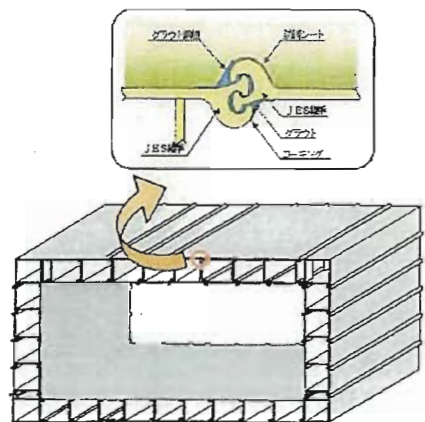


東海道 上り線 ~ 横須賀 下り線

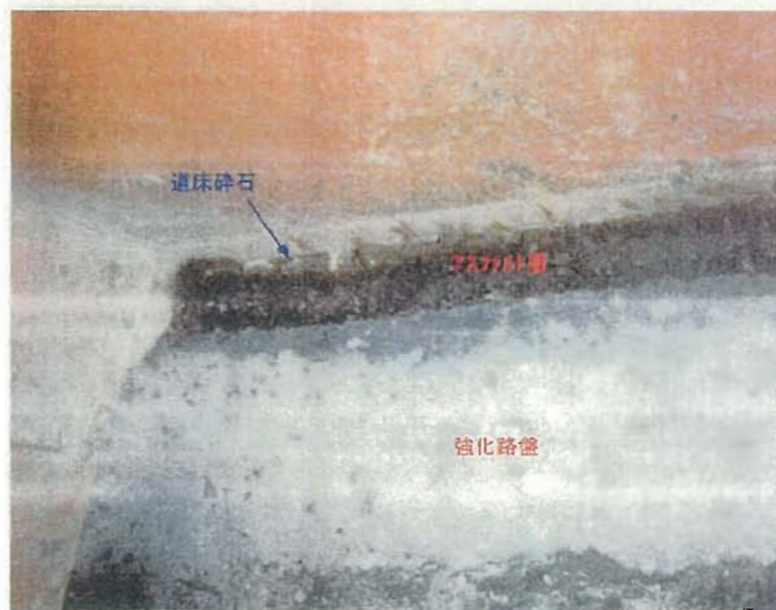
支障物 (レンガ積)



継手部の構造



HEP工法概念図

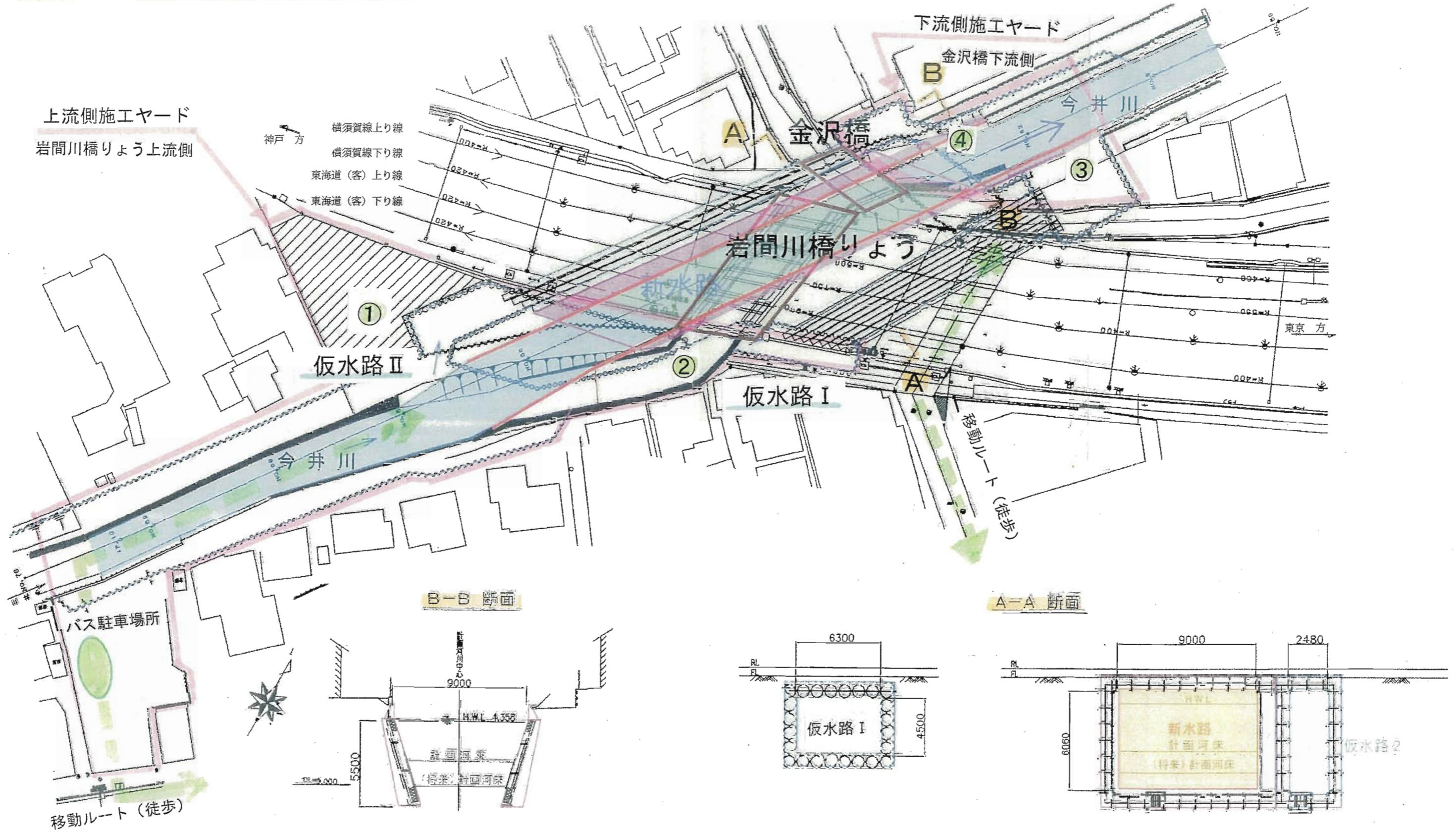


ダンザールハンマー破損②



# 工事概要平面図

視察ルート ① → ② → ③ → ④



## 横浜市における過去の浸水

横浜市では、昭和 30 年代以降、33 年 9 月の狩野川台風で約 24,000 棟、36 年 6 月の集中豪雨で約 20,000 棟、41 年 6 月の台風 4 号では 45,000 棟を超える浸水被害を受け、多くの死者、負傷者を出し、災害救助法が適用されている。

これらの浸水被害の原因としては、市内の中小河川の氾濫、堤防の決壊が多くの箇所が発生したことが上げられている。

(参考)

昭和 30 年代以降の主な浸水（横浜市防災計画「風水害対策編」より浸水被害 5,000 棟以上を抜粋）

S 33 9. 25～26 台風22号（狩野川台風）（降雨量 321. 2mm）

死者 61人 傷者 134人

床上浸水 10,010棟 床下浸水 14,026棟

S 36 6. 28～29 集中豪雨

死者 22人 傷者 32人

床上浸水 6,332棟 床下浸水 13,624棟

堤防欠損 1箇所 橋流失 3件 田冠水 66ha 畑冠水 206ha

S 41 6. 28 台風4号（27～28日総雨量 267. 5mm）（災害救助法適用）

死者 32人 傷者 50人

床上浸水 9,835棟 床下浸水 35,922棟

り災世帯 51,599世帯 り災人員 197,880人

S 48 11. 10 集中豪雨（総雨量 214mm、最高時雨量 51mm（金沢区））

床上浸水 1,876棟 床下浸水 3,898棟

S 49 7. 8 集中豪雨（総雨量 176mm（戸塚区））

床上浸水 2,333棟 床下浸水 4,028棟

S 51 9. 9～13 台風17号（9日最高総雨量 243mm（緑区）11日最高総雨量 161mm（戸塚区））

死者 1人 傷者 1人

床上浸水 1,575棟 床下浸水 4,189棟

S 57 9. 10～12 台風18号（10～12日の最高総雨量376mm（戸塚区））

死者 1人 傷者 6人

床上浸水 1,966棟 床下浸水 5,797棟

## 横浜市における河川の抜本改修

昭和 30 年代以降、市内では、宅地開発等による著しい市街化による従来の山林や田畑がもつ保水力や遊水効果が少なくなり、また、道路や下水道等の生活基盤の整備による河川への雨水流出量が増大しているにもかかわらず、河川については財政的制約等により、抜本的な改修が望めず、殆どが天然護岸のままになっていました。

そのため、国や県にも鶴見川や境川、柏尾川、帷子川などの主要河川の改修促進を陳情するとともに、市自身も普通河川や準用河川として管理していた早渕川や帷子川上流部、今井川、平戸永谷川などの中小河川を河川法上の一級河川指定区間あるいは二級河川（何れも県知事管理）に格上げした上で、国や県の補助を導入することを国に働きかけ、昭和 45 年度から制度化された都市小河川改修費補助制度（現在の都市基盤河川改修事業費補助制度、国・県が事業費の 1/3 ずつを補助）の一環として改修事業を実施することとなった。

（その後、河川法の改正により、市町村長が改修を行うことが出来るようになった。）

→ 一級河川、二級河川、準用河川、普通河川については別添「横浜市河川図」を参照

## 都市小河川改修費補助制度（都市基盤河川改修事業費補助制度）の進め方

横浜市では、河川改修事業を予定している河川については改修計画（全体計画等）を

策定し、国庫補助金（都市小河川補助事業等）を導入し事業を実施すること、また、都市施設として他の都市施設整備との整合を図るため都市計画決定を行うことを原則としている。

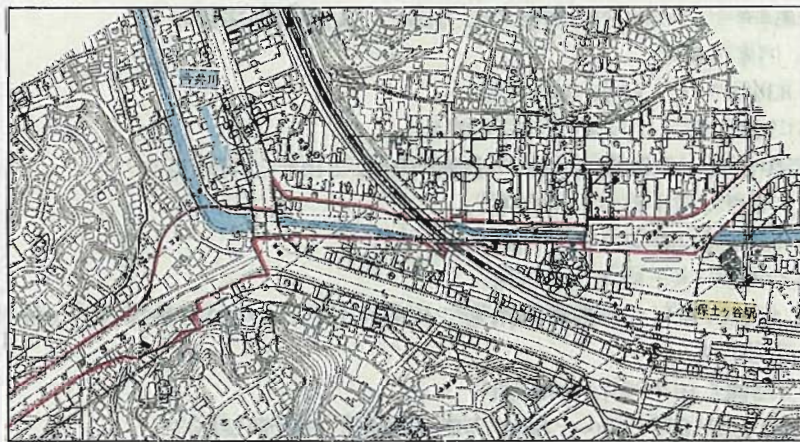
河川改修事業と競合する都市施設である、鉄道（国鉄・私鉄・地下鉄）、道路、公園事業や、基幹的な大規模水道管及びガス管の移設について、整備工程計画検討に際し、橋梁架替工事、切回し移設工事の実施計画を策定している。

一般に、鉄道横断部は工事期間が長期に渡り、事業費も大きいこと、安全性確保のためにも鉄道事業者への工事委託が必要となることなどから、事業着手後早期に協議を開始している。

**今井川（JR岩間川橋梁架替工事）についての改修事業の進め方**

今井川の岩間川橋梁についても、事業着手後、早い段階で当時の国鉄橋梁の架け替えを検討している。当該箇所（下図）は都市計画道路である環状1号線の高架計画との競合部でもあり、鉄道の河川横断部の上部を道路が高架で横断する計画のため、構造等の検討に日時を要したが、設計委託・成果品に基づき国鉄と工事に係わる協議を行っていた。

JR橋りょう付近都市計画図



朱線；環状1号計画  
青塗り；今井川

しかし、岩間川橋梁部については、工事の難易度が高いこと、工事期間も長期を要すること、事業費も莫大になることなどから、昭和50年頃の当時、市としては、浸水被害の大きかった大岡川や早瀬川、柏尾川などの河川改修に予算を重点配分したため、工事実施に係わる協定締結を断念する結果となった。

昭和57年の台風18号による下流域の大水害に対応する緊急工事の実施、さらに、緊急工事実施中の平成2年にも台風20号により下流域が再び大水害を被ったため、下流部の抜本的工事を実施した。

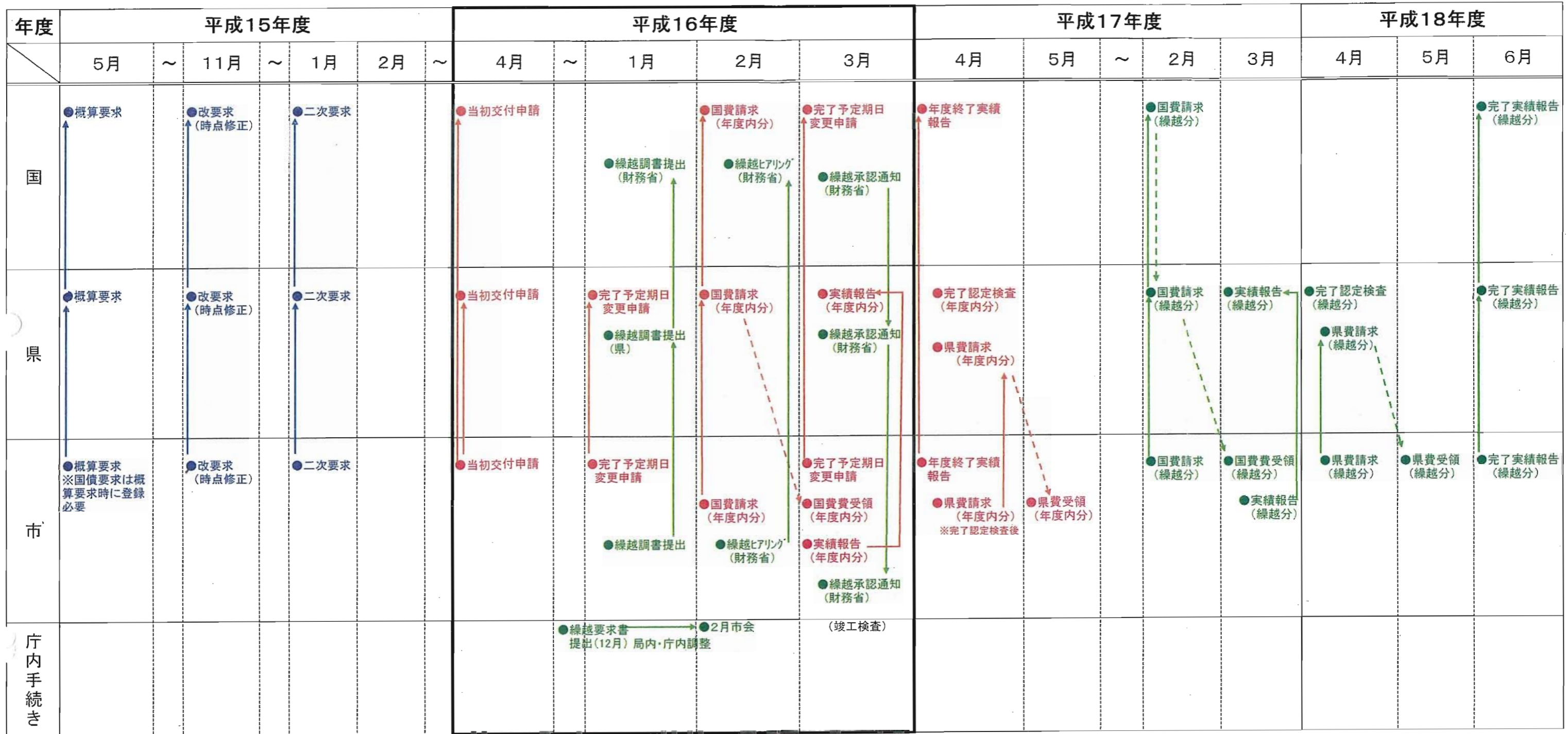
これらをきっかけに、従来の河道整備だけでは用地取得等に日時を要し、早期の浸水対策が困難であること、河道改修による下流への負荷が大きいことなどから地下調節池建設を含めた新たな河川改修計画への見直しを行った。これにより中流部の今井川地下調整池建設を平成5年度に事業着手したため、岩間川橋梁架替工事の着手は後年度に先送りされ、地下調節池完了後の平成16年度以降の本格着手となったものである。

（参考）今井川JR橋梁～帷子川合流点の流量計画（流域 7.6km<sup>2</sup>） 単位；m<sup>3</sup>/秒

	新計画（地下調節池あり）H9		旧計画（地下調節池なし）S45	
	将来計画（1/50、81.5mm）	暫定計画（1/6.3、50mm）	将来計画（1/30、74.2mm）	暫定計画（1/6.3、50mm）
基本高水流量	165	90	120	85
河道計画高水	110	50	120	85
地下調節池カット効果	55	40	—	—



# 都市基盤河川改修事業事務手続きフロー(H16年度予算分)



※4月の当初交付申請以降必要に応じて数回変更申請を実施(手続きフローは、当初と同様)

## ■国庫債務負担行為

### 【制度のあらまし】

国庫債務負担行為とは、国が契約などにより一定の債務を負担することで、国会の議決が必要な行為。憲法第85条では、「国費を支出し、または国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする」としている。

また、財政法第15条では、「法律に基づくものまたは歳出予算の金額もしくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為」と、「災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為」を「国庫債務負担行為」とし、あらかじめ予算をもって国会の議決を経なければならぬとしている。財政の健全性の維持のため、この債務負担行為によって支出できる年限は5年以内に限られている。

### 【手続き】

複数年度にわたり、一体不可分の工事に対して適用される。一般に、護岸工など延長で調整可能なものは認められない。上限は5年間。

近年、公共事業が右肩下がりといわれていることもあり、制約も多くなっている。(岩間川橋梁では平成16年度の概算要求時に要求したが、認められず、修正要求を行っている。)

## ■明許繰越

### 【制度のあらまし】

明許繰越とは、財政法第14条の3の規定に「歳出予算のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらないう見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することが出来る。」とされている。

河川事業の場合、事由が「設計に関する諸条件」「用地の関係」「補償処理の困難」「気象の関係」「資材の入手難」「その他のやむを得ない事由」などに限られる。

### 【手続き】

法令及び通達の定めによる手続きが必要。  
①市から県へ書類提出(1月末)→(県が財務省に提出)→②財務省のヒアリング及び修正等(2月末)→(県から財務省に繰越承認要求書を提出)→③承認通知(3月)→④繰越額確定計算書(県から財務省)

## ■事故繰越

### 【制度のあらまし】

事故繰越とは、財政法第42条但し書きで、「歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。」とされている。

事故繰越の特徴は、まず、支出負担行為済であること、繰越しとなる原因が避け難い事故によるものであることである。

事故繰越事例で多いのは、前年度から明許繰越されたものを翌年度に再度繰越する場合である。(明許繰越されたものは単なる歳出予算にとどまるため。)

### 【手続き】

手続き的には明許繰越とほぼ同じであるが、事由説明などの書類を多く求められる。(手続きの時期には規定はない。通常は年度末に集中。)

実態として、過去20年で1度の実績に限られている。

## ■打ち切り(不用額)

### 【制度のあらまし】

財政法第38条で、「財務大臣は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基づいて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。」とされ、歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分によることとされている。(二)歳出のなかには、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額などとともに、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額の一覧を作成することとなっている。

### 【手続き】

国費については所管官庁(国土交通省)と調整のうえ、不用見込額内訳書を県経由国土交通省に提出することとなっている。県費については、補助金交付決定額の変更申請(減額)を行うこととなっている。

但し、要求して獲得した補助予算を不用額とすることについては、各方面で抵抗感をもっており、執行努力を求められることが多い。



施行協定と現場状況

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成22年度	
別途協定	支障物移設協定	7月28日～3月31日 金額:494,750千円	期間変更11月15日 (繰越96,390千円)						
	河川拡幅協定(台風応急対応)		1月12日～3月31日 金額:140,700千円	9月5日～3月31日 金額:53,550千円					
本体協定	全体施行協定		H16年4月12日～H23年3月31日 金額:6,699,650千円						
	16年度施行協定		4月12日当初 3月29日変更(1回目) 11月29日変更(2回目) 期間: 3月31日迄 11月30日迄 1月31日迄 金額: 1,000,400千円 (当該年度690,050千円 繰越310,350千円) 検査: 年度末4月13日 完了2月9日						
	17年度施行協定			6月27日当初 3月27日変更(1回目) 1月29日(変更2回目) 期間: 3月31日迄 1月31日迄 3月31日迄 金額: 1,254,250千円 (当該年度297,364千円 繰越956,886千円) 検査: 年度末3月28日 完了4月17日					
	18年度施行協定				2月1日当初 3月26日変更 期間: 3月31日迄 3月31日迄 金額: 399,840千円 (当該年度45,000千円 繰越354,840千円) 検査: 年度末4月17日 完了4月11日				
	19年度施行協定					8月8日当初 3月25日変更(1回目) 3月23日金額変更(2回目) 期間: 3月31日迄 3月31日迄 金額: 699,468千円 (当該年度109,530千円 繰越589,938千円) 検査: 年度末4月11日			
	20年度施行協定						3月24日当初 期間:3月31日迄 金額:448,434千円 検査:完了3月27日		
	年度協定 年度末金額集計		支払額 690,050千円 実出来高 192,045千円 差額 498,005千円	支払額 607,714千円 実出来高 396,870千円 差額 210,844千円	支払額 1,001,886千円 実出来高 887,151千円 差額 114,735千円	支払額 463,370千円 実出来高 463,370千円 差額 0千円	支払額 448,434千円 実出来高 448,434千円 差額 0千円		
工事工程	現場の状況		10月 11月 台風22号発生 地元説明・水害対策協議会	9月 2月 4月 JR推進工事(東京)トラブル発生	11月 6月 2月 旧橋梁等のガラ、杭等の支障物発生	9月 旧橋梁等のガラ、杭等の支障物発生			
	中断・遅延		10月 支障物移設の遅延により 工事着手が10月になる	8月～9月 台風応急対応と 競合し一時中止	4月～6月 JR工事事故 調査で一時中止	3月 7月 浸水対策により仮排水路1 の構造変更により遅延	2月 6月 仮排水路2推進部に支障物発生 のため工事遅延	4月 9月 仮排水路2立坑アンカー一部に 支障物発生のため工事遅延	

# 今井川改修事業の進捗状況について

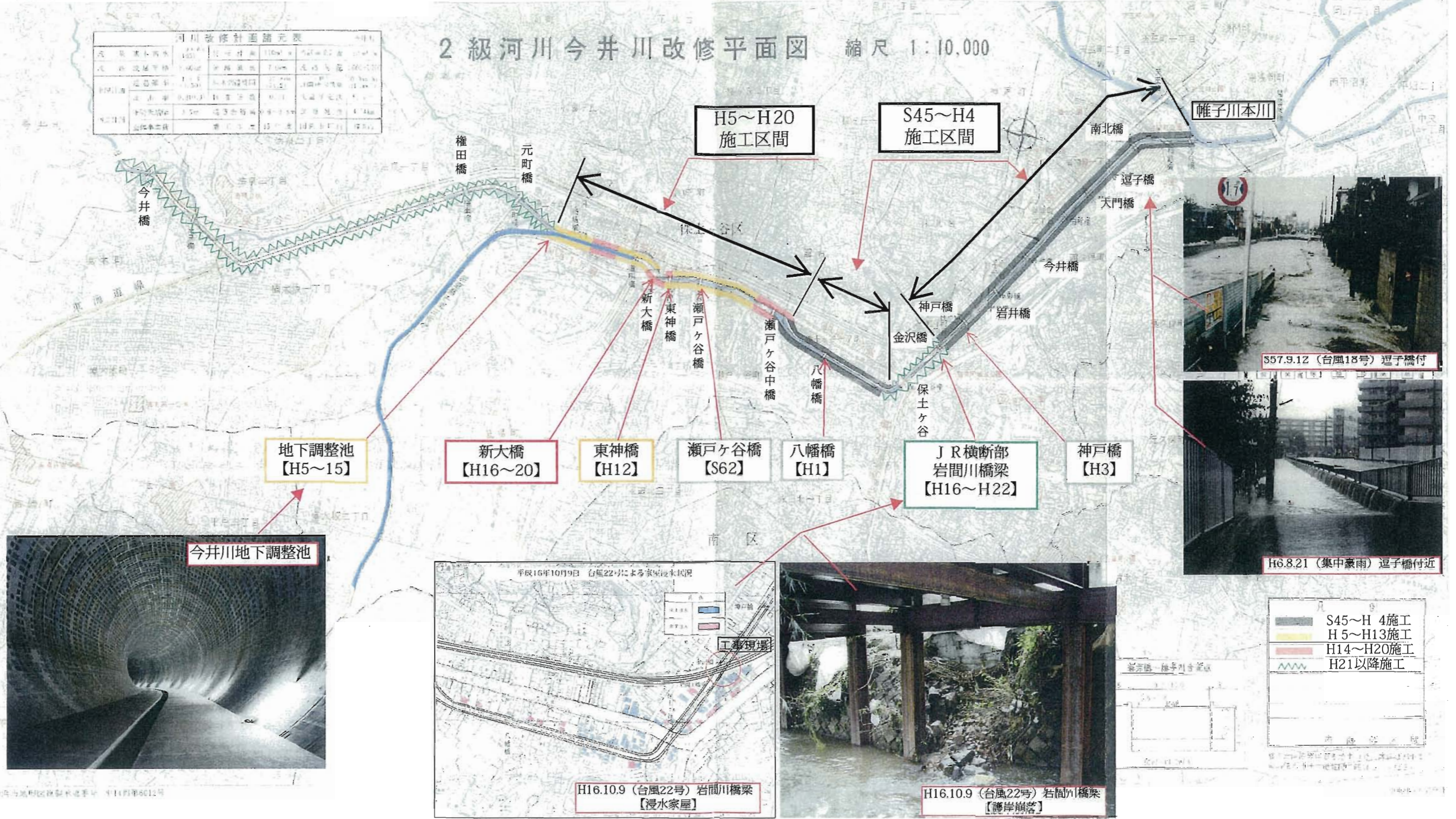
## 今井川概要

改修延長 4,740 m  
流域面積 7.60 km<sup>2</sup>

$$\text{護岸改修率} = \frac{6,071\text{m}}{9,480\text{m}} = 64.0\%$$

2級河川今井川改修平面図 縮尺 1:10,000

区間	延長 (m)	幅員 (m)	設計流量 (m <sup>3</sup> /s)
今井川	4,740	110	100
権田橋	100	110	100
元町橋	100	110	100
新大橋	100	110	100
東神橋	100	110	100
瀬戸ヶ谷橋	100	110	100
八幡橋	100	110	100
神戸橋	100	110	100
岩間川橋梁	100	110	100
金沢橋	100	110	100
保土ヶ谷	100	110	100
岩井橋	100	110	100
今井橋	100	110	100
天門橋	100	110	100
逗子橋	100	110	100
南北橋	100	110	100



■	S45~H4施工
■	H5~H13施工
■	H14~H20施工
〰〰〰	H21以降施工

平成十四年六月現在  
横浜市長官舎  
横浜市長官舎  
横浜市長官舎

平成19年4月26日

## 岩間川改築工事の工期および予算について

### 1. これまでの経緯

#### (1) 工期

岩間川改築工事については、平成15年から工事を着手し、今年度で5年目を迎えています。その間、平成16年度に発生した水害による工事の一時中止、水害対策工事の実施、および水路部（上床部）の施工方法の変更（軌道への変状リスクを最小限におさえるために、機械施工から人力施工へ変更）を行いました。その結果、全体工期が2年4ヶ月の遅延となっています。

#### (2) 予算

最近話題になっています公共工事資金透明性についてですが、当該工事については工期の遅れもあり大幅に決算額が予算に追いつかない状況が続いています（平成18年度末で13.6億円の未処理金を保有している）。また、もともと決算の考え方については、当社側の考え方と横浜市側の考え方に乖離があることも、このような状況となっている要因のひとつです。

### 2. 今後の考え方

#### (1) 早急な協定変更

公共資金の透明性の観点からも（消化できない予算を多く抱えている）、早い時期に資金計画の見直し、および協定変更を実施したいと考えています。その際には増額予算2.3億円、工期延伸2.4年をお願いしたいところであります（協定変更の案を別紙に示す）。

#### (2) 年度協定額の見直し

平成18年度協定では、当初計画協定額が1,179,000千円でありましたが、工事の進捗状況に鑑み400,000千円に減額した資金計画としています。今後も可能であれば、決算実績額および決算予定額に合わせた年度協定額の変更を各年度において行うとともに、最終年度（平成22年度）には、本協定の協定変更を行いたいと考えています。

岩間川改築工事 協定予算管理表【変更前】 (支障移転工事、河川拡幅工事、本体工事)

(千円)

協定期	合計	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	当初協定
A 協定予算	495,000	支障 495,000											494,750
	194,000	拡幅	拡幅 140,000	拡幅 54,000	1,179,000-400,000=779,000-421-			585,000+779,000=1,364,000-421-					194,040
	6,700,000	本体	本体 1,000,000	本体 1,254,000	本体 400,000	本体 1,053,000	本体 1,095,000	本体 1,364,000	本体 534,000				6,700,000
協定予算計	7,389,000												7,388,790
H15協定納入金	398,000	支障 398,000											
H16協定納入金	96,000		支障 96,000										
	140,000		拡幅 140,000										
H17協定納入金	1,000,000		本体 800,000	本体 310,000									
	54,000			拡幅 54,000									
H18協定納入金	1,254,000			本体 297,000	本体 957,000								
	400,000				本体 45,000	本体 355,000							
H19協定納入金	1,053,000					本体 1,053,000							
H20協定納入金	1,095,000						本体 1,095,000						
H21協定納入金	1,364,000							本体 1,364,000					
H22協定納入金	534,000								本体 534,000				
H23協定納入金	0												
H24協定納入金													
H25協定納入金													
納金完了年度 および合計額	494,000		支障 494,000										
	194,000			拡幅 194,000									
	6,700,000								本体 6,700,000				
B 決算額内訳	529,000	支障 48,000	支障 483,000							本体 6,700,000			
	187,000	拡幅	拡幅 98,000	拡幅 89,000									
	6,894,000	本体	本体 63,000	本体 282,000	本体 569,000	本体 1,066,000	本体 1,580,000	本体 955,000	本体 542,000	本体 890,000	本体 836,000	本体 111,000	
決算額計	7,610,000	48,000	644,000	371,000	569,000	1,066,000	1,580,000	955,000	542,000	890,000	836,000	111,000	
C 決算額累計		48,000	690,000	1,061,000	1,630,000	2,696,000	4,276,000	5,231,000	5,773,000	6,663,000	7,499,000	7,610,000	
D 納入金累計		398,000	928,000	661,000	1,002,000	1,408,000	1,095,000	1,364,000	534,000	0	0	0	
D-C		352,000	634,000	924,000	1,357,000	1,699,000	1,214,000	1,623,000	1,615,000	725,000	-114,000	-222,000	

※ 表中の金額は、工事費、消費税、管理費を含む。

※ 平成18年度の当初協定予算は、1,179,000千円であるが400,000千円に変更した。

※ 平成21年度の当初協定予算は、585,000千円であるが、平成18年度協定の変更分を加え、1,364,000千円とした。

※ 現在の協定期は平成22年度末である。

※ 見直した結果、協定期は平成25年7月まで延伸する必要がある。

※ 決算金額は、平成18年度までは実績を記入し、平成19年度以降は予定金額を記入している。

岩川川改築工事 協定予算管理費(変更後) (支障移転工事、河川拡幅工事、本体工事)

(千円)

協定期	合計	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	当初協定
A 協定予算	495,000	支障 495,000											494,750
	194,000	拡幅	拡幅 140,000	拡幅 54,000									194,040
	6,922,000	本体	本体 1,000,000	本体 1,254,000	本体 400,000	本体 100,000	本体 900,000	本体 900,000	本体 550,000	本体 900,000	本体 820,000	本体 98,000	6,700,000
協定予算計	7,611,000	当初協定(本体)→	1,000,000	1,254,000	1,179,000	1,053,000	1,095,000	585,000	534,000				
H15協定納入金	398,000	支障 398,000											
H16協定納入金	96,000		支障 96,000										
	140,000		拡幅 140,000										
	1,000,000		本体 690,000	本体 310,000									
H17協定納入金	54,000			拡幅 54,000									
	1,254,000			本体 297,000	本体 957,000								
H18協定納入金	400,000				本体 45,000	本体 355,000							
H19協定納入金	100,000					本体 100,000							
H20協定納入金	900,000						本体 900,000						
H21協定納入金	900,000							本体 900,000					
H22協定納入金	550,000								本体 550,000				
H23協定納入金	900,000									本体 900,000			
H24協定納入金	820,000										本体 820,000		
H25協定納入金	98,000											本体 98,000	
納金完了年度 および合計額	494,000		支障 494,000										
	194,000			拡幅 194,000									
	6,922,000											本体 6,922,000	
B 決算額内訳	529,000	支障 46,000	支障 483,000										
	187,000	拡幅	拡幅 98,000	拡幅 89,000									
	6,894,000	本体	本体 63,000	本体 282,000	本体 569,000	本体 1,066,000	本体 1,580,000	本体 955,000	本体 542,000	本体 890,000	本体 836,000	本体 111,000	
決算額計	7,610,000	46,000	644,000	371,000	569,000	1,066,000	1,580,000	955,000	542,000	890,000	836,000	111,000	
C 決算額累計		46,000	690,000	1,061,000	1,630,000	2,696,000	4,276,000	5,231,000	5,773,000	6,663,000	7,499,000	7,610,000	
納入金計		398,000	926,000	661,000	1,002,000	455,000	900,000	900,000	550,000	900,000	820,000	98,000	
D 納入金累計		398,000	1,824,000	1,985,000	2,987,000	3,442,000	4,342,000	5,242,000	5,792,000	6,692,000	7,512,000	7,610,000	
D-C		352,000	634,000	924,000	1,357,000	746,000	66,000	11,000	19,000	29,000	13,000	0	

※ 表中の金額は、工事費、消費税、管理費を含む。  
 ※ 平成19年度以降の協定金額を当社の決算予定額に基づき変更した。  
 ※ 現在の協定期は平成22年度末である。  
 ※ 見直した結果、協定期は平成25年7月まで延伸する必要がある。  
 ※ 決算金額は、平成18年度までは実績を記入し、平成19年度以降は予定金額を記入している。

平成 21 年 8 月 5 日

## 鉄道事業者への工事委託実績（平成 16 年度以降）

太字：現在実施中の工事

## 道路局関連（48 件）

	事業名	総額(百万円) (本市負担分)	事業者	事業期間 (年度)	
1	相模鉄道本線(星川駅～天王町駅)連続立体交差事業	31,606	相模鉄道㈱	H14～24(予定)	
2	東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事	6,639	東日本旅客鉄道㈱	H16～22(予定)	
3	都市計画道路中山北山田線と市営地下鉄4号線の一体整備	6,537	横浜市交通局	H13～21(予定)	
4	大船駅北口整備事業	2,607	東日本旅客鉄道㈱	H16～18	
5	日吉自転車駐車場(仮称)建設事業	1,997	1,472	東京急行電鉄㈱	H16～20
			525	横浜市交通局	H15～19
6	江ヶ崎こ線橋架替事業	1,413	東日本旅客鉄道㈱	H19～23(予定)	
7	新吉田日吉線(日吉本町地区)用地取得	1,376	横浜市交通局	H12～17	
8	こ線橋コンクリート剥落対策事業	1,156	東日本旅客鉄道㈱	H17～22(予定)	
9	金沢シーサイドラインバリアフリー化工事	811	横浜新都市交通㈱	H17～22(予定)	
10	金沢シーサイドライン鋼桁塗装その他補修事業	687	横浜新都市交通㈱	H14～20	
11	鶴見駅人道橋改修事業	501	東日本旅客鉄道㈱	H17～20	
12	こ線橋コンクリート剥落対策事業	391	相模鉄道㈱	H17～21(予定)	
13	矢向跨線人道橋設置事業	374	東日本旅客鉄道㈱	H16～18	
14	相模鉄道本線(星川駅～天王町駅)連続立体交差事業に関連する道路事業の用地取得	358	相模鉄道㈱	H16～20	
15	こ線橋コンクリート剥落対策事業	298	京浜急行電鉄㈱	H18～21(予定)	
16	総持寺こ線人道橋エレベーター等設置工事	297	東日本旅客鉄道㈱	H20～21(予定)	
17	南清橋耐震補強事業	272	京浜急行電鉄㈱	H17～19	
18	市道谷津坂第273号線(能見台第3踏切道)改良事業	234	京浜急行電鉄㈱	H17～19	
19	高速横浜環状北線建設事業及び同事業に関連する都市計画道路岸谷生麦線と東日本旅客鉄道線との立体交差事業	222	東日本旅客鉄道㈱	H16～22(予定)	
20	市道保土ヶ谷二俣川線(鶴ヶ峰9号踏切道)改良事業	214	相模鉄道㈱	H20	
21	市道四季美台第449号線(鶴ヶ峰10号踏切道)拡幅改良工事	206	相模鉄道㈱	H16～18	
22	都市計画道路奈良3号線とこどもの国線との立体交差事業	198	横浜高速鉄道㈱	H16～17	
23	十日市場陸橋ほか1橋F11Tボルト交換等工事	182	東日本旅客鉄道㈱	H21(予定)	

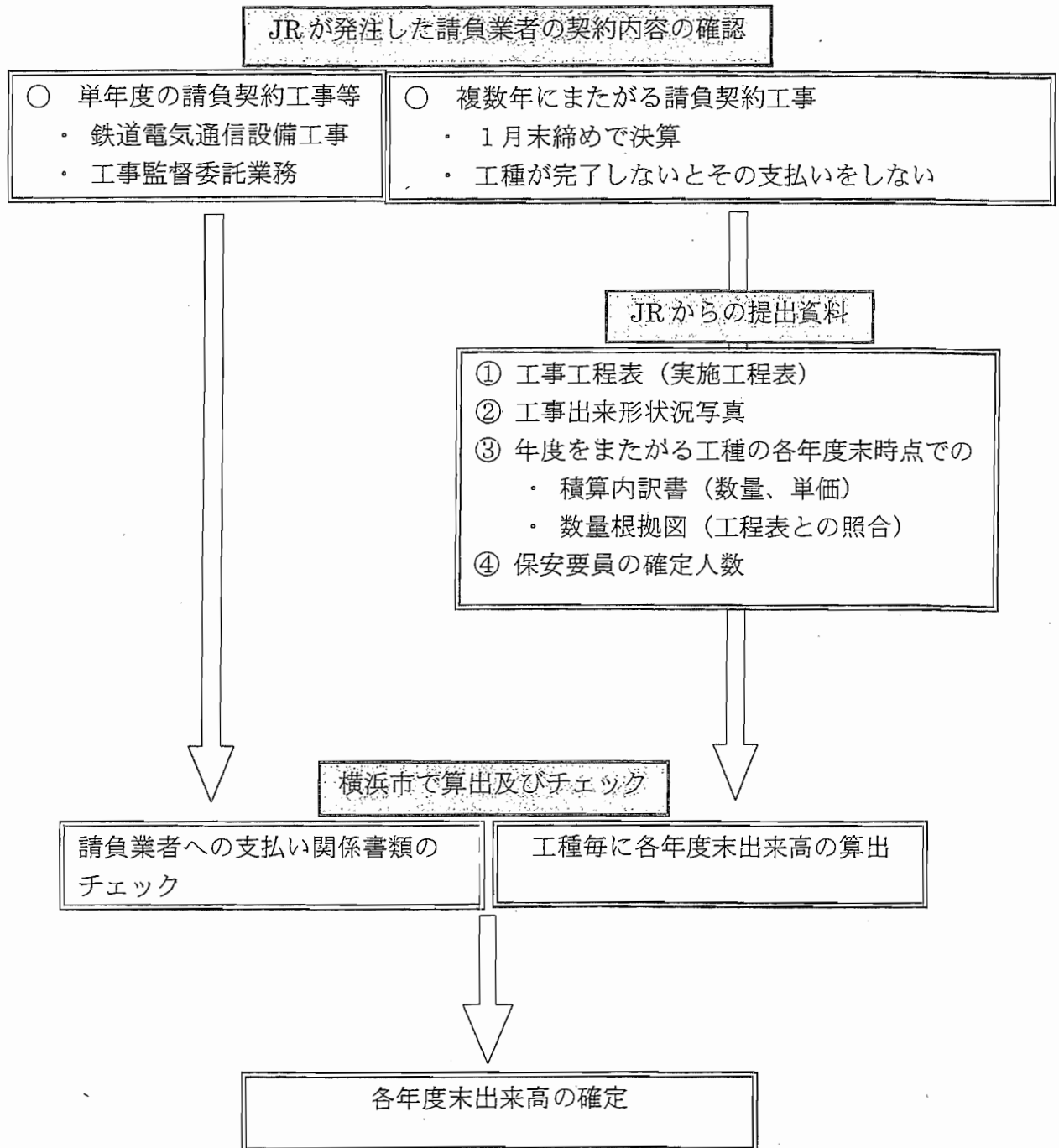
	事業名	総額(百万円) (本市負担分)	事業者	事業期間 (年度)
24	横浜線中山駅構内川和踏切道拡幅工事	153	東日本旅客鉄道(株)	H18~20
25	市道天王町第 403 号線 (水道道跨線人道橋) 改良事業	150	相模鉄道(株)	H16~17
26	白幡跨線人道橋補強事業	142	東日本旅客鉄道(株)	H18~20
27	市道羽沢第 270 号線 (上星川 5 号踏切道) 改良事業	121	相模鉄道(株)	H19~20
28	こ線橋コンクリート剥落対策事業	107	東海旅客鉄道(株)	H21~22(予定)
29	横浜線小机・鴨居間水流踏切道拡幅工事	99	東日本旅客鉄道(株)	H20~21(予定)
30	新横浜駅・北口周辺地区総合整備事業	95	東海旅客鉄道(株)	H16~19
31	平沼橋架替事業・元平沼橋架替事業に伴う棧橋構台撤去及び取付道路工事	95	相模鉄道(株)	H16
32	鶴見線鶴見小野駅構内鶴見小野踏切道拡幅工事	74	東日本旅客鉄道(株)	H19
33	新菊名橋補修工事	70	東京急行電鉄(株)	H21(予定)
34	横浜線大口・菊名間学校前踏切道拡幅工事	65	東日本旅客鉄道(株)	H19
35	南区永田南一丁目地内道路整備工事	63	京急建設(株)	H18
36	第三善部跨線橋耐震補強工事	49	東海旅客鉄道(株)	H18
37	環状 2 号線 (森支線) 1 工区の J R 根岸線との交差部の橋梁上部架設工事	45	東日本旅客鉄道(株)	H16
38	大坪跨線橋及び元石川跨線橋高欄修繕工事	26	東京急行電鉄(株)	H20
39	横浜国際港都建設計画道路日吉元石川線と東京急行東横線との立体交差事業	24	東京急行電鉄(株)	H19~20
40	第二和泉原跨線橋耐震補強工事	17	東海旅客鉄道(株)	H19
41	市道浦島第 30 号線 (子安第 1 踏切道) ほか 3 路線改良事業	10	京浜急行電鉄(株)	H19
42	高速鉄道 4 号線北山田駅前広場内自転車駐車場建設の工事	8	横浜市交通局	H19
43	市道今宿第 401 号線 (鶴ヶ峰 2 号踏切道) ほか 5 路線改良事業	8	相模鉄道(株)	H19
44	京浜急行本線・井土ヶ谷第 1 踏切道調査設計	8	京浜急行電鉄(株)	H20
45	環状 2 号線 (森支線) 街路整備工事 (3 工区橋梁上部工架設)	7	京浜急行電鉄(株)	H16
46	東海道線滝坂踏切道及び横浜線入江踏切道の歩道部カラー舗装工事	4	東日本旅客鉄道(株)	H19
47	東横線菊名 1 号踏切道他 2 箇所踏切道改良工事	2	東京急行電鉄(株)	H19
48	千鳥橋踏切道の歩道部カラー舗装工事	1	日本貨物鉄道(株)	H19

都市整備局関連（4件）

	事業名	総額(百万円) (本市負担分)	事業者	事業期間 (年度)	
49	横浜駅整備事業	46,827	28,130	東日本旅客鉄道(株)	H7～22(予定)
			8,741	横浜高速鉄道(株)	H8～22(予定)
			5,855	京浜急行電鉄(株)	H7～20
			2,673	東京急行電鉄(株)	H8～22(予定)
			1,427	相模鉄道(株)	H17～21(予定)
50	戸塚駅前地区中央土地区画整理事業	8,737	東日本旅客鉄道(株)	H17～26(予定)	
51	新横浜駅整備事業	2,589	東海旅客鉄道(株)	H16～20	
52	東横線跡地整備事業	1,618	東京急行電鉄(株)	H6～21(予定)	



# 各年度末の出来高確認の流れ



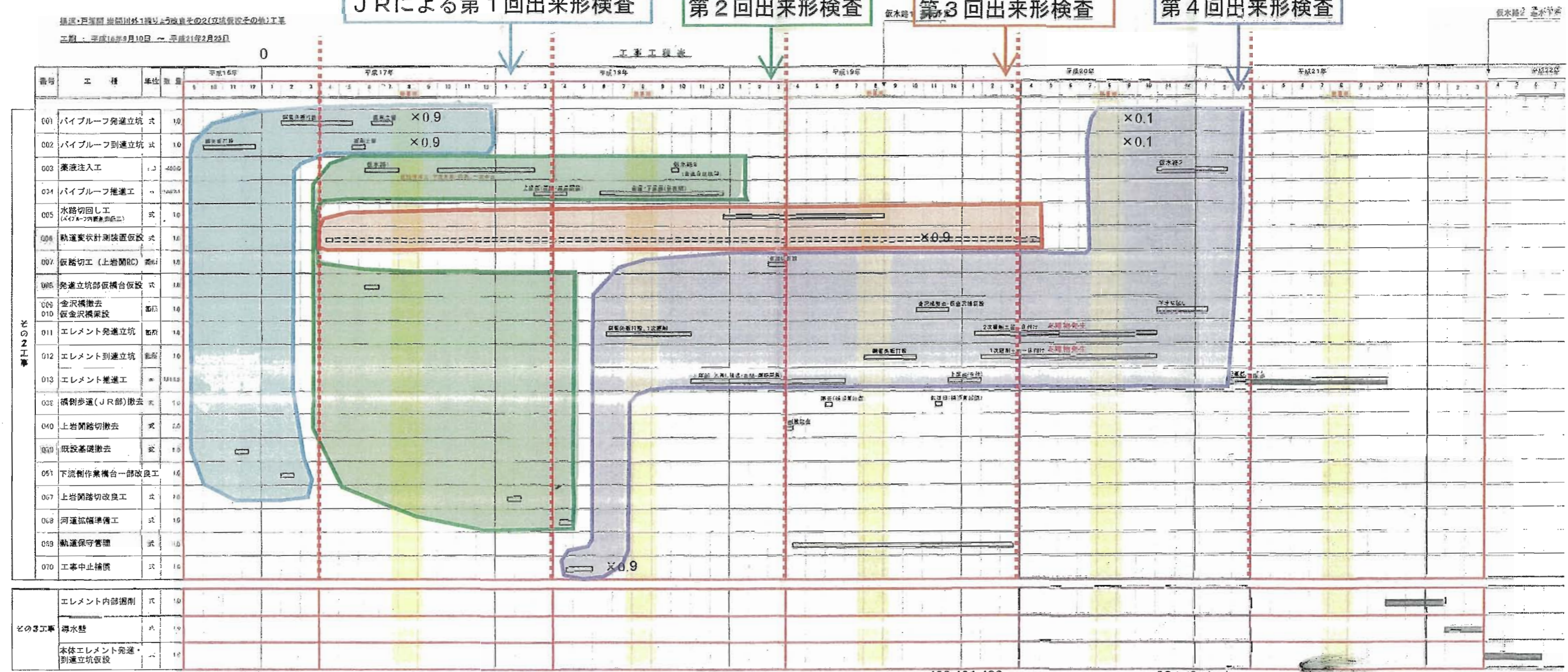
# JR東日本の決算と横浜市による年度末出来高の考え方

複数年にまたがる請負工事 (H16.9.9~H21.10.31)  
 契約当初 22.3億円 → 請負金額 25.0億円  
 (H21.1.26)

20  
 H21年11月18日、JR東日本から入手の実施工程表と出来形調書より作成

205,609,845      502,646,170      240,453,570      1,116,301,755

JRによる第1回出来形検査      第2回出来形検査      第3回出来形検査      第4回出来形検査



横浜市算出年度出来高	98,382,404	319,684,304	820,909,275	432,431,486	393,603,871
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

単年度請負工事	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>監督委託(H16年度分)</li> <li>その2見積査定図書作成</li> <li>パイプルーフ到達立坑等修正設計</li> <li>電気通信事業用設備の移設工事</li> <li>保土ヶ谷駅き電線改良</li> </ul>	93,662,879	77,185,267	66,241,442	32,348,899	54,829,771
計	93,662,879	77,185,267	66,241,442	32,348,899	54,829,771
横浜市算出年度出来高合計	192,045,283	396,869,571 ( 588,914,854 )	887,150,717 ( 1,476,065,571 )	464,370,000 ( 1,940,435,571 )	448,433,642 ( 2,388,869,213 )

# 今井川改修状況及び今井川地下調節池について

## 1. 今井川改修事業の進捗状況について

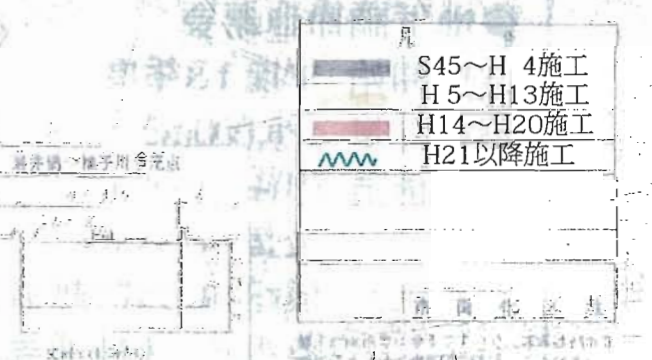
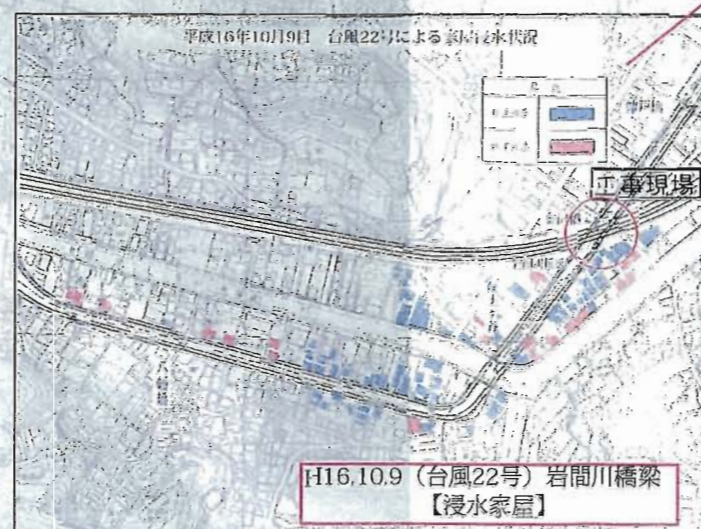
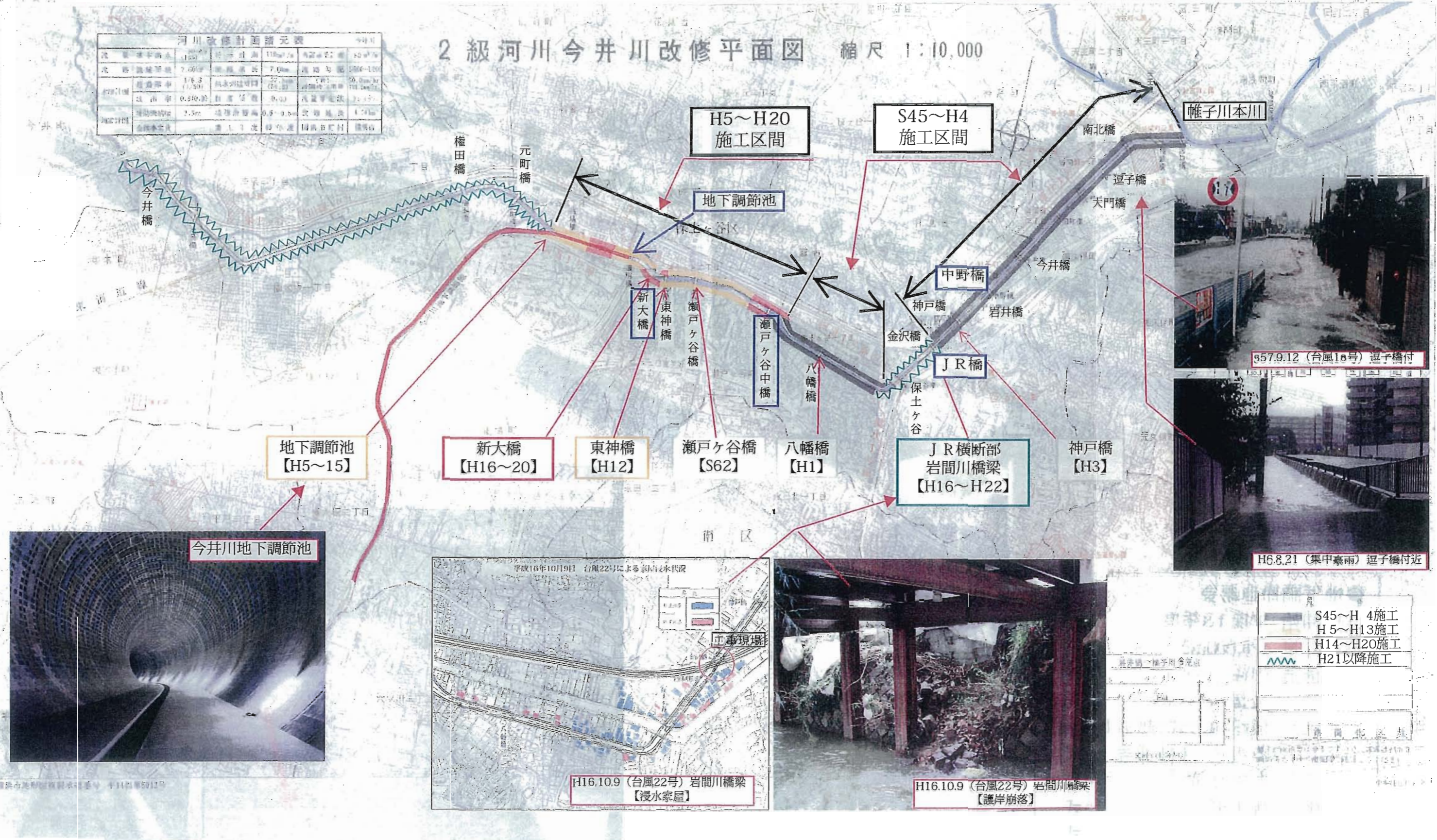
### 今井川概要

改修延長 4,740 m  
流域面積 7.60 km<sup>2</sup>

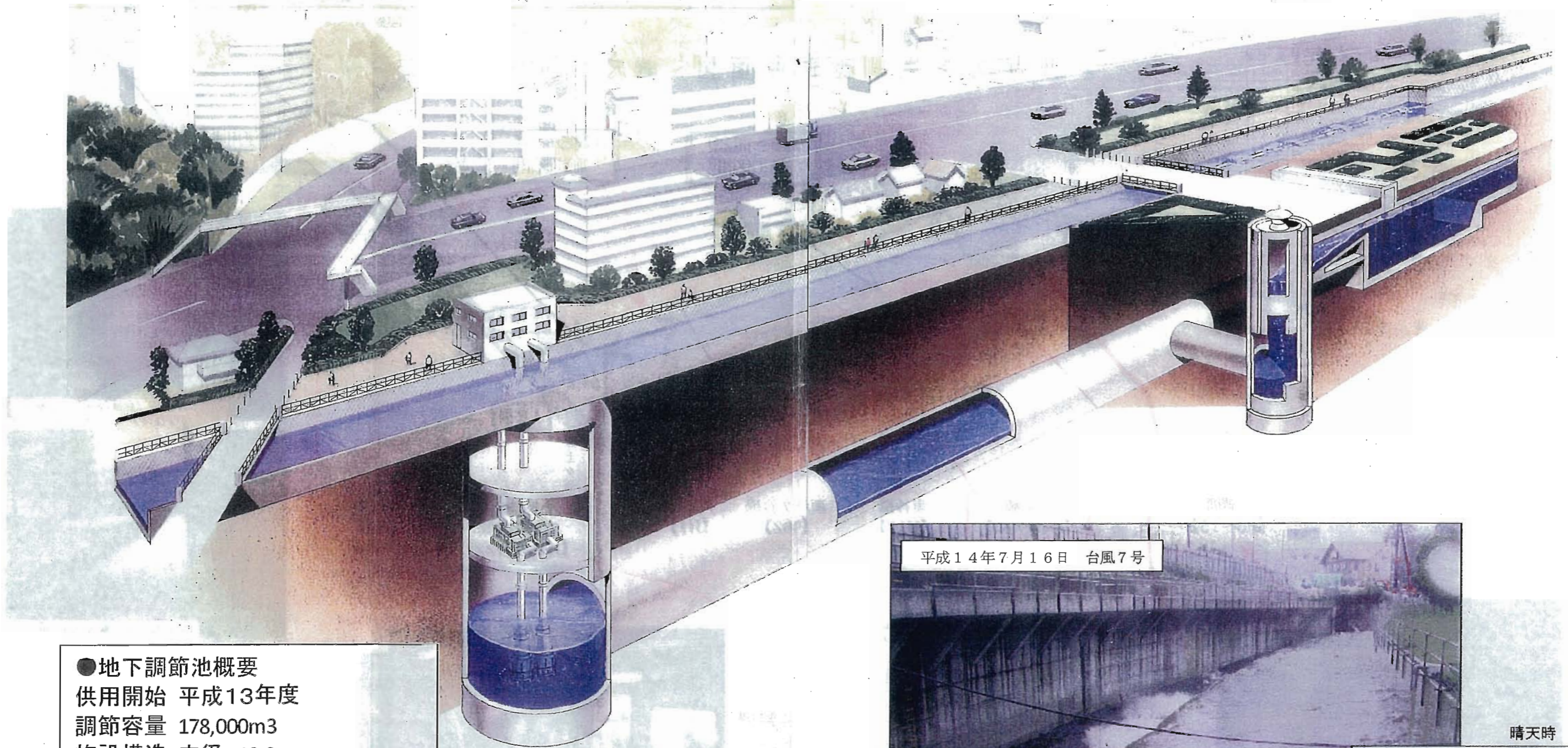
護岸改修率 =  $\frac{6,071\text{m}}{9,480\text{m}} = 64.0\%$

区間	延長 (m)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均流量 (m <sup>3</sup> /s)	平均流速 (m/s)	平均水深 (m)	平均河床高 (m)	平均河床傾斜 (‰)
今井川	4,740	7.60	110	0.25	1.5	100	0.1

## 2 級河川今井川改修平面図 縮尺 1:10,000



## 2. 今井川地下調節池の構造イメージ図



### ●地下調節池概要

供用開始 平成13年度

調節容量 178,000m<sup>3</sup>

施設構造 内径 10.8m  
延長 2,000m

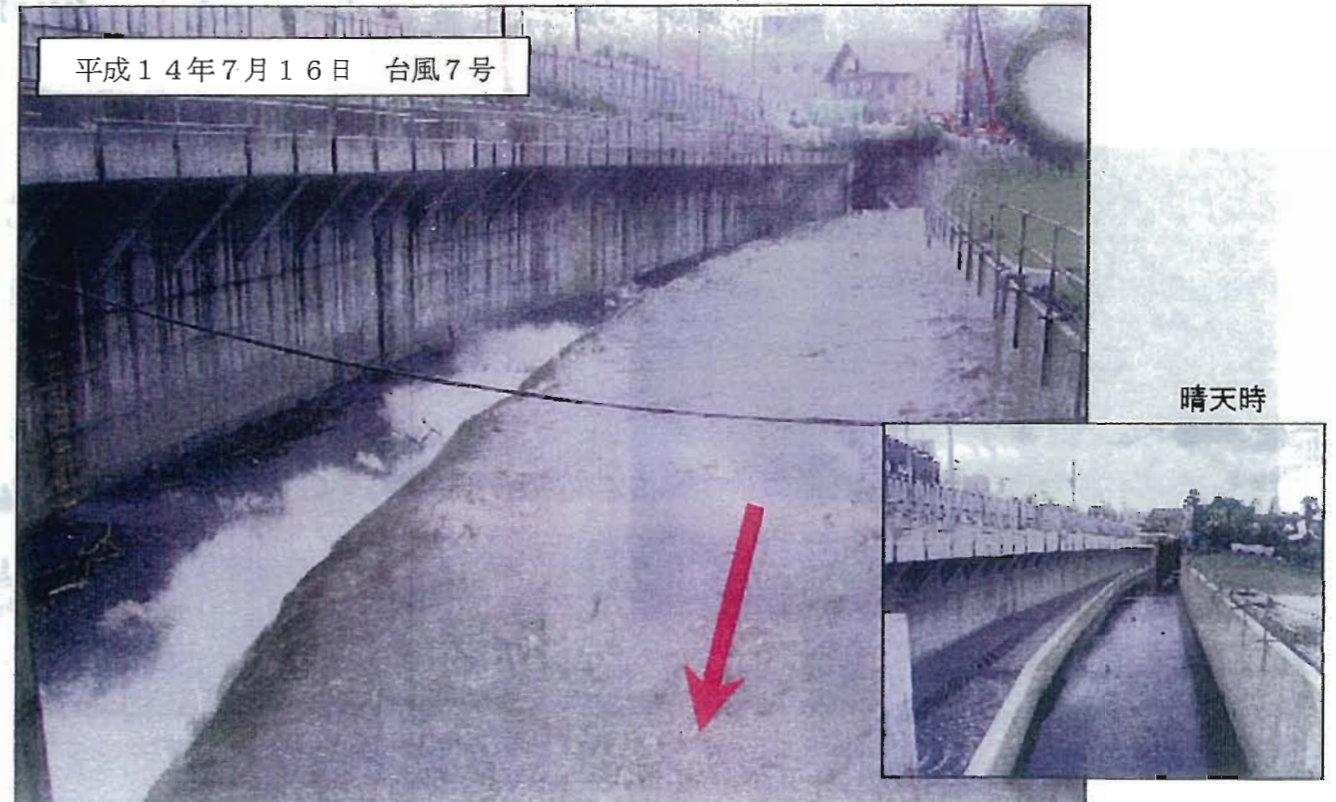
取水施設 横越流方式(越流長80m)

導水路・沈砂池等 一式

取水立坑 一式

排水施設 排水ポンプ 一式

排水管路 一式



平成14年7月16日 台風7号

晴天時

### 3. 今井川地下調節池の効果について

#### H16.10.9 台風22号

##### (1) 10月8日12時～10日0時の総雨量

- ・西谷消防出張所 330.0mm (各区最大：横浜の災害より)
- ・流域平均の時間最大雨量 66.6mm/hr  
(本陣 68.0mm/hr 権太坂 71.0mm/hr 今井 64.0mm/hr)

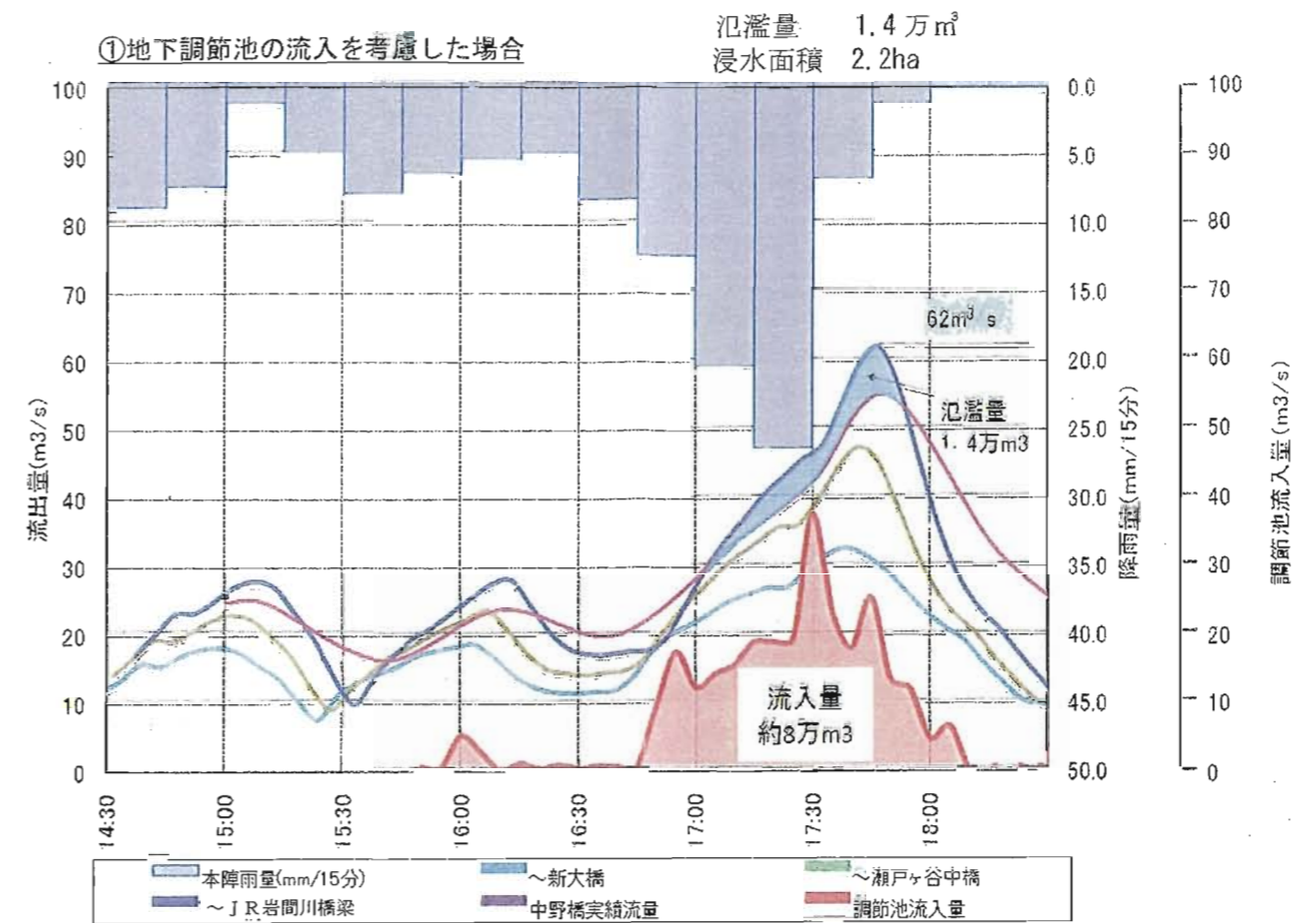
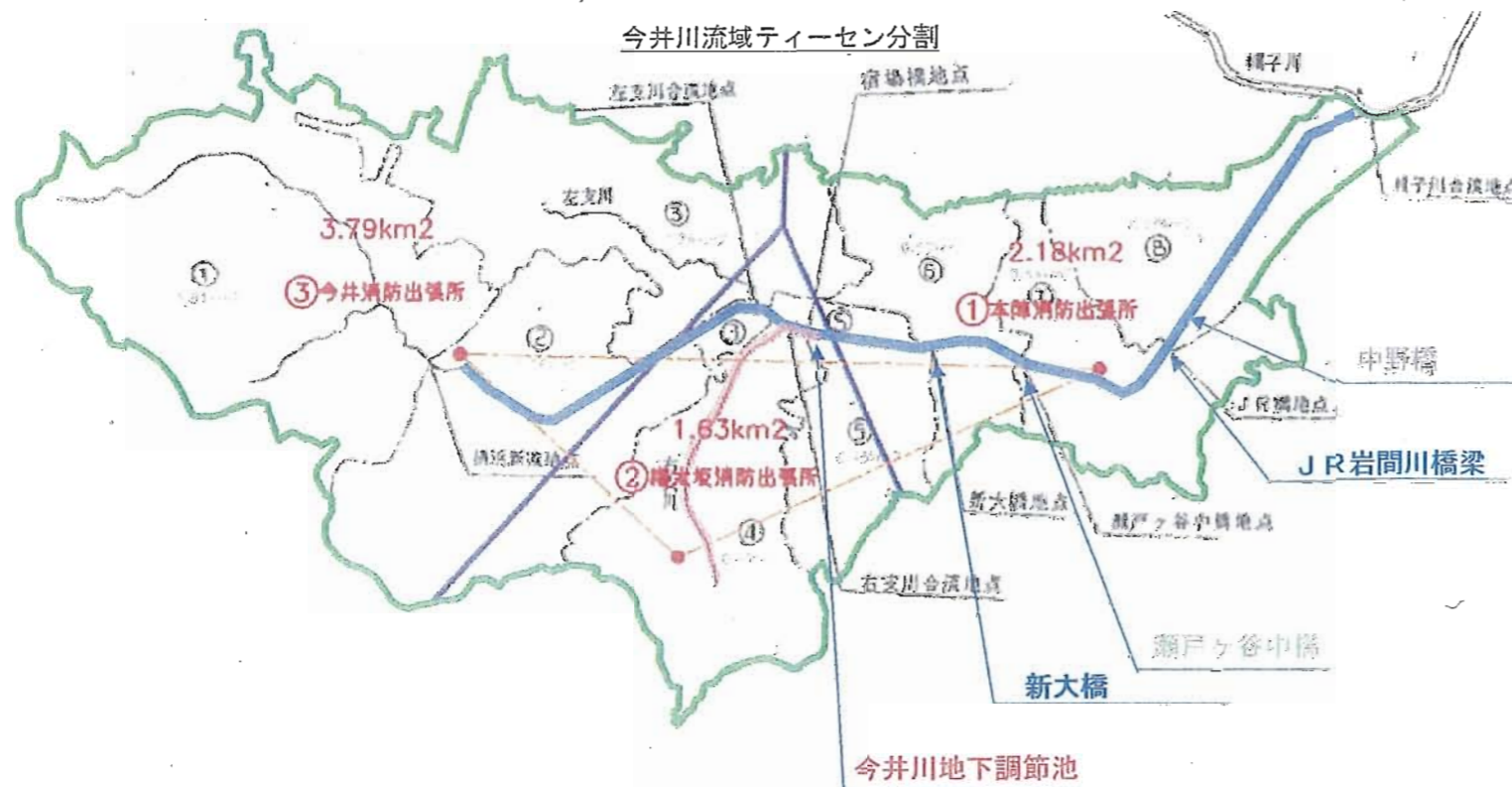
##### (2) 地下調節池流入

- ・流入時刻 10月9日16時頃～18時20分頃
- ・流入量：  $V = 80,000\text{m}^3$

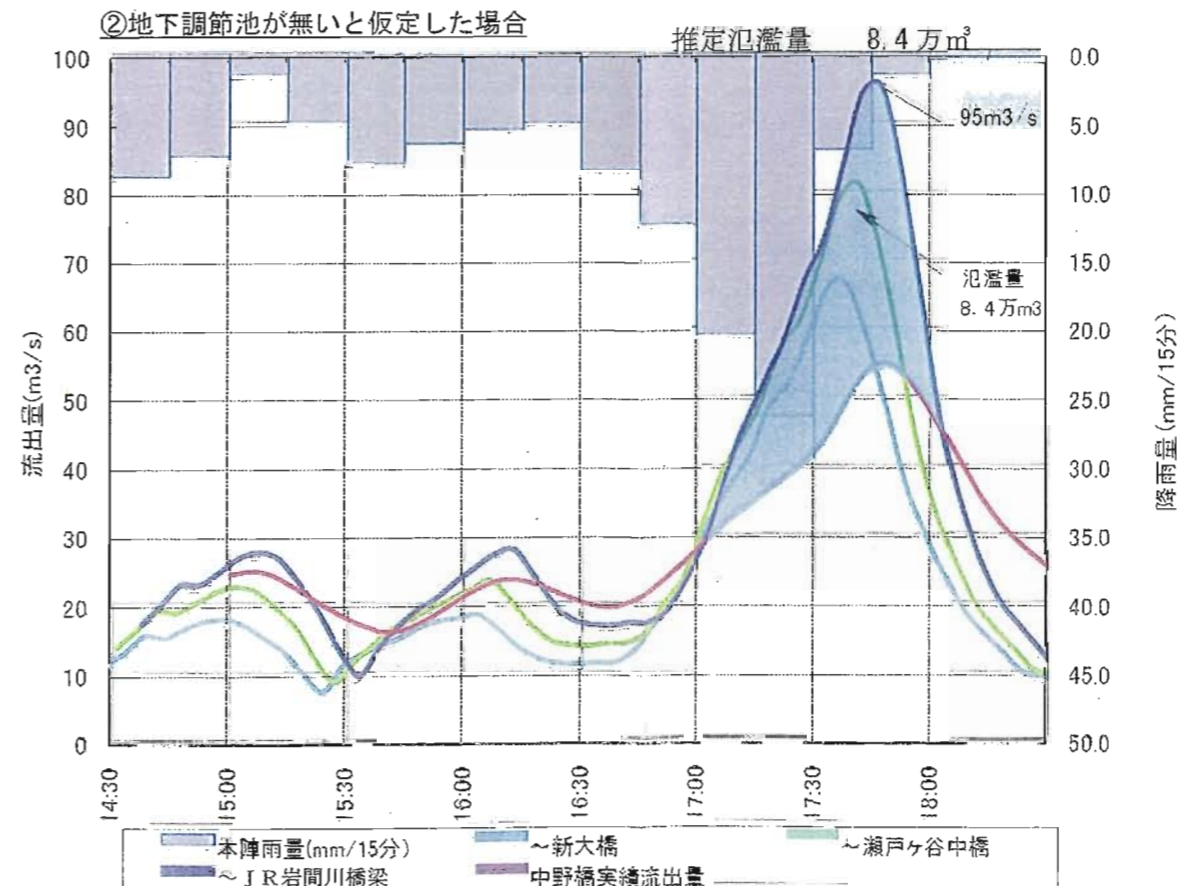
##### (3) 今井川地下調整池の効果想定

氾濫量の推定として、JR岩間川橋梁地点と下流中野橋地点での流出量の差を氾濫量として計算した。

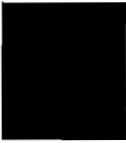
- ① 地下調節池の流入を考慮した場合の氾濫量は 1.4 万  $\text{m}^3$
  - ② 地下調節池が無いと仮定した場合の氾濫量は 8.4 万  $\text{m}^3$
- と計算され、氾濫量の差 約 7 万  $\text{m}^3$  が地下調節池の効果と考えられる。



※ JR岩間川橋梁は推定計算値  
その他は水位計からの計算値



※ JR岩間川橋梁含め中野橋以外は推定計算値  
中野橋は水位計からの計算値



横設土第 170 号

平成 21 年 7 月 22 日


横浜市

道路局委託工事等事故再発防止委員会

委員長 山下 光 殿

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員横浜支社長 濱 田 賢 洋



東海道本線岩間川橋りょうおよび金沢橋改築工事に関する事実関係の  
調査結果について

本工事における補助金の返還等の事象について、弊社として事実関係の解明のためこれまで調査いたしました。

この度、本委員会に対し下記のとおり資料を提出させていただきます。

記

1. 本件工事に関する弊社の事実認識を資料-1のとおり提出いたします。
2. 横浜市が神奈川県に提出された【今井川「東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事」の委託についての調査報告書】の内容に関して、一部、弊社の事実認識と相違することから弊社の見解を資料-2のとおり提出いたします。

## 1. 本件工事に関する弊社の事実認識

## (1) 本件工事の精算の考え方について

- ・弊社といたしましては、本件は、平成15年3月19日の基本協定書を締結する以前の、平成14年12月26日の協議において、横浜市の担当者から、「協定額の精算については、基本協定書の期間（平成16年度から平成22年度まで）の最後に工事費を精算することにより行う。すなわち、各年度に計画した予算どおりの金額を支払う。」という事務処理の指示を受けたことに起因するものであると認識しております。したがって、弊社は、各年度協定での年度毎の出来高および完了時の精算において、横浜市から指示されたこの事務処理に基づいて工事費の請求を行ってきたものであります。

## (2) 工程の遅延理由について

- ・本件工事は、平成16年4月の着工予定でありましたが、それまでに完了する予定であった支障物件移転工事等が遅れ、弊社の着工は平成16年9月にずれ込みました。
- ・工事着工後の平成16年10月9日の台風22号により、本件工事施工箇所の上流区間において浸水被害が発生しました。このため、横浜市から弊社が委託を受け、台風による水害対策である河道拡幅工事などを別協定工事として行うこととなりました。また、横浜市からこの水害対策工事を優先することを要請されたため、本件工事の進捗はさらに遅れることとなりました。
- ・平成18年2月から4月に本件工事で採用している線路下横断工法と同じ施工方法を用いた他の現場で不具合が発生したことから、弊社は本件工事においても安全性の確認のため1ヶ月半程度中断し、工程に遅延が生じました。

## (3) 工事の進捗状況の説明について

- ・本件工事に関しては、弊社は横浜市と工事の進捗や進め方など必要の都度、協議を行ってまいりました。また、横浜市から現場立ち入りの要請があった場合は、その都度対応を行っており、平成16年度初から19年度末まで出来高検査や完成検査を含め、少なくとも15回は、横浜市の担当者の現場訪問記録があります。これらにより弊社としては、横浜市において工事の進捗をご理解いただいていたものと認識しておりました。

## (4) 出来高検査、完成検査について

- ・各年度協定の出来高検査または完成検査として、横浜市と弊社の担当者が現地立会いを実施したのは以下のとおりです。

平成17年4月13日：平成16年度施行協定に係る出来高検査

平成18年2月9日：平成16年度施行協定に係る完成検査

平成19年4月17日：平成17年度施行協定に係る完成検査

平成20年4月11日：平成18年度施行協定に係る完成検査

## (5) 完成検査における資料の提出について

- ・完成検査では、弊社は、工事決算状況表、工事注文書・注文請書、請負金額内訳書、

請求書、出来形調書、工事写真等を用意し、検査員に示して説明を行っております。これらの資料については、平成16年度施行協定の完成検査ではその一部、平成17、18年度施行協定の完成検査では全ての資料を横浜市の担当者が持ち帰られています。なお、横浜市から弊社に対して、追加の資料の要請はありませんでした。

(6) 出来高の考え方の相違について

- ・弊社では、事務処理の都合上、年度末の決算を毎年1月から3月にかけて工事件名毎に期日を定め、その日までの出来高として確定しており、これについては、検査の都度、横浜市にご説明しております。一方、横浜市と弊社では、出来高の考え方に相違があると思われませんが、横浜市からは、平成16年度から平成19年度までの間、弊社との出来高の考え方の違いを補足する資料の提出の要請はありませんでした。

(7) 未処理金の累積と精算方法の是正について

- ・平成18年11月29日の協議において、弊社から「平成16年度、17年度の出来高決算額に18年度の予定出来高額を加えても、平成16年度と17年度施行協定の精算額を消化できない」ことを説明し、横浜市担当者にも承知されています。また、その後の精算については、弊社の決算額に基づいて工事費を請求したい旨を横浜市に申し入れたところ、横浜市担当者から「担当部局で調整し、再度協議を行う。」との回答を受けましたが、その後これについての協議は行われませんでした。
- ・平成19年4月26日には、工程の遅れのため、「計画した予算どおりの金額で精算するという横浜市からの指示による事務処理に基づき発生した未処理金が多額となっている」旨を、横浜市に対して書面[別紙-1]でご相談申し上げております。さらに、これらを解消するため、その後の協定の変更案を提示するとともに、弊社の決算額で精算を行うことについて再度、提案しております。これを受け、年度協定額の変更は実施していただきましたが、精算の考え方については、変更はされていません。

(8) 未処理金の取扱いについて

- ・弊社といたしましては、横浜市の指示による事務処理により、多額の未処理金が発生してはいましたが、これは、あくまでも本件工事を施工するための工事費として管理しており、他の工事に流用するなど不適切な使用はしていません。累積した未処理金については、横浜市と協議の上、平成21年4月に返還いたしました。

なお、本年6月12日に、弊社は横浜市道路局河川部から、横浜市会まちづくり調整・都市整備・道路委員会に提出するための資料の請求を受け、6月15日に横設土第110号「資料の提出について」[別紙-2]により回答いたしました。これに対し、7月8日に道河事第536号「東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事に係る資料について（協議）」[別紙-3]により横浜市の見解をいただきましたが、この内容につきましては、上述および資料-2で述べるとおり弊社の事実認識と相違点があります。



平成19年4月26日

## 岩間川改築工事の工期および予算について

## 1. これまでの経緯

## (1) 工期

岩間川改築工事については、平成15年から工事を着手し、今年度で5年目を迎えています。その間、平成16年度に発生した水害による工事の一時中止、水害対策工事の実施、および水路部（上床部）の施工方法の変更（軌道への変状リスクを最小限におさえるために、機械施工から人力施工へ変更）を行いました。その結果、全体工期が2年4ヶ月の遅延となっています。

## (2) 予算

最近話題になっています公共工事資金透明性についてですが、当該工事については工期の遅れもあり大幅に決算額が予算に追いつかない状況が続いています（平成18年度末で13.6億円の未処理金を保有している）。また、もともと決算の考え方については、当社側の考え方と横浜市側の考え方に乖離があることも、このような状況となっている要因のひとつです。

等

## 2. 今後の考え方

## ×(1) 早急な協定変更

公共資金の透明性の観点からも（消化できない予算を多く抱えている）、早い時期に資金計画の見直し、および協定変更を実施したいと考えています。その際には増額予算2.3億円、工期延伸2.4年をお願いしたいところであります（協定変更の案を別紙に示す）。

## ×(2) 年度協定額の見直し

平成18年度協定では、当初計画協定額が1,179,000千円でしたが、工事の進捗状況に鑑み400,000千円に減額した資金計画としています。今後も可能であれば、決算実績額および決算予定額に合わせた年度協定額の変更を各年度において行うとともに、最終年度（平成22年度）には、本協定の協定変更を行いたいと考えています。

に示す

岩間川(改築工事) 協定予算管理表【変更前】 (支障移転工事、河川拡幅工事、本体工事)

(千円)

協定期	合計	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	当初協定
A 協定予算	495,000	支障 495,000											494,750
	194,000	拡幅	拡幅 140,000	拡幅 54,000	1,179,000-400,000=779,000→H21へ			585,000+778,000=1,364,000→H21					194,040
	6,700,000	本体	本体 1,000,000	本体 1,254,000	本体 400,000	本体 1,053,000	本体 1,095,000	本体 1,364,000	本体 534,000				6,700,000
協定予算計	7,389,000												7,388,790
H15協定納入金	398,000	支障 398,000											
H16協定納入金	96,000		支障 96,000										
	140,000		拡幅 140,000										
	1,000,000		本体 690,000	本体 310,000									
H17協定納入金	54,000			拡幅 54,000									
	1,254,000			本体 297,000	本体 957,000								
H18協定納入金	400,000				本体 45,000	本体 355,000							
H19協定納入金	1,053,000					本体 1,053,000							
H20協定納入金	1,095,000						本体 1,095,000						
H21協定納入金	1,364,000							本体 1,364,000					
H22協定納入金	534,000								本体 534,000				
H23協定納入金	0												
H24協定納入金													
H25協定納入金													
納金完了年度 および合計額	494,000		支障 494,000										
	194,000			拡幅 194,000									
	6,700,000								本体 6,700,000				
B 決算額内訳	529,000	支障 46,000	支障 483,000										
	187,000	拡幅	拡幅 98,000	拡幅 89,000									
	6,894,000	本体	本体 63,000	本体 282,000	本体 569,000	本体 1,066,000	本体 1,580,000	本体 955,000	本体 542,000	本体 890,000	本体 836,000	本体 111,000	
決算額計	7,610,000	46,000	644,000	371,000	569,000	1,066,000	1,580,000	955,000	542,000	890,000	836,000	111,000	
C 決算額累計		46,000	690,000	1,061,000	1,630,000	2,696,000	4,276,000	5,231,000	5,773,000	6,663,000	7,499,000	7,610,000	
納入金計		398,000	926,000	661,000	1,002,000	1,408,000	1,095,000	1,364,000	534,000	0	0	0	
D 納入金累計		398,000	1,324,000	1,985,000	2,987,000	4,395,000	5,490,000	6,854,000	7,388,000	7,388,000	7,388,000	7,388,000	
D-C		352,000	834,000	924,000	1,357,000	1,699,000	1,214,000	1,623,000	1,615,000	725,000	-111,000	-222,000	

※ 表中の金額は、工事費、消費税、管理費を含む。  
 ※ 平成18年度の当初協定予算は、1,179,000千円であるが400,000千円に変更した。  
 ※ 平成21年度の当初協定予算は、585,000千円であるが、平成18年度協定の変更分を加え、1,364,000千円とした。  
 ※ 現在の協定期は平成22年度末である。  
 ※ 見直した結果、協定期は平成25年7月まで延伸する必要がある。  
 ※ 決算金額は、平成18年度までは実績を記入し、平成19年度以降は予定金額を記入している。

岩間川改築工事 協定予算管理表【変更後】 (支障移転工事、河川拡幅工事、本体工事)

(千円)

協定期期	合計	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	当初協定
A 協定予算	495,000	支障 495,000											494,750
	194,000	拡幅	拡幅 140,000	拡幅 54,000									194,040
	6,922,000	本体	本体 1,000,000	本体 1,254,000	本体 400,000	本体 100,000	本体 900,000	本体 900,000	本体 550,000	本体 900,000	本体 820,000	本体 98,000	6,700,000
協定予算計	7,611,000	当初協定(本体)→	1,000,000	1,254,000	1,179,000	1,053,000	1,095,000	585,000	534,000				
H15協定納入金	398,000	支障 398,000											
H16協定納入金	96,000		支障 96,000										
	140,000		拡幅 140,000										
	1,000,000		本体 690,000	本体 310,000									
H17協定納入金	54,000			拡幅 54,000									
	1,254,000			本体 297,000	本体 957,000								
H18協定納入金	400,000				本体 45,000	本体 355,000							
H19協定納入金	100,000					本体 100,000							
H20協定納入金	900,000						本体 900,000						
H21協定納入金	900,000							本体 900,000					
H22協定納入金	550,000								本体 550,000				
H23協定納入金	900,000									本体 900,000			
H24協定納入金	820,000										本体 820,000		
H25協定納入金	98,000											本体 98,000	
納金完了年度 および合計額	494,000		支障 494,000										
	194,000			拡幅 194,000									
	6,922,000											本体 6,922,000	
B 決算額内訳	529,000	支障 46,000	支障 483,000										
	187,000	拡幅	拡幅 98,000	拡幅 89,000									
	6,894,000	本体	本体 63,000	本体 282,000	本体 569,000	本体 1,066,000	本体 1,580,000	本体 955,000	本体 542,000	本体 890,000	本体 836,000	本体 111,000	
決算額計	7,610,000	46,000	644,000	371,000	569,000	1,066,000	1,580,000	955,000	542,000	890,000	836,000	111,000	
C 決算額累計		46,000	690,000	1,061,000	1,630,000	2,696,000	4,276,000	5,231,000	5,773,000	6,663,000	7,499,000	7,610,000	
納入金計		398,000	928,000	661,000	1,002,000	455,000	900,000	900,000	550,000	900,000	820,000	98,000	
D 納入金累計		398,000	1,324,000	1,985,000	2,987,000	3,442,000	4,342,000	5,242,000	5,792,000	6,692,000	7,512,000	7,610,000	
D-C		352,000	634,000	924,000	1,357,000	746,000	66,000	11,000	19,000	29,000	13,000	0	

- ※ 表中の金額は、工事費、消費税、管理費を含む。
- ※ 平成19年度以降の協定金額を当社の決算予定額に基づき変更した。
- ※ 現在の協定期間は平成22年度末である。
- ※ 見直した結果、協定期間は平成25年7月まで延伸する必要がある。
- ※ 決算金額は、平成18年度までは実績を記入し、平成19年度以降は予定金額を記入している。

横設士第 110 号  
平成 21 年 6 月 15 日

横浜市長 中田 宏 様

東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員横浜支社長 濱田 賢治

資料の提出について

日頃より、弊社業務に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴市が横浜市会まちづくり調整・都市整備・道路委員会に提出する資料に関連して、6月12日に横浜市道路局河川部から弊社に要請のありました資料の提出依頼につきまして、別紙のとおりご回答申し上げます。

1. 平成19年4月26日付資料

弊社から、繰越金が累積しているという問題認識をご理解いただくために提出したものであり、公表していただくことは差し支えありません。

2. 「不可抗力による工事遅延理由書」

本件工事に関しまして、現在のところ、そのような資料は確認できておりません。

(理由)

- ・ 本件工事では、工期延伸前に横浜市と必要な協議を行い、合意のうえで工期を延伸しておりますので、工事遅延理由書というものは作成いたしておりません。

3. 平成16年度施行協定変更（2回の延伸）の理由に挙げている、「工程精査による協定変更」の工程精査を説明する資料

本件工事に関しまして、現在のところ、そのような資料は確認できておりません。

(理由)

- ・ 平成16年度協定の工期の遅れにつきましては、横浜市実施の支障家屋移転や、台風被害対応・対策工事の実施などが理由であり、横浜市と弊社とで現状を確認したうえで協議し、協定変更をしていますので、資料は作成していなかったものと推察されます。

4. 平成17年度、平成18年度における「工事費の精算について」と題した公文書

作成いたしておりません。

(理由)

- ・ 年度ごとの精算に関しては、基本協定締結前から「ゼロ精算（年度協定で予め定められた額を横浜市が支払い、年度内の精算は行わない）」で取り扱うとのことがあったため、「精算申し入れ」をしていないものと推察されます。
- ・ 平成16年度につきましては、7年間の基本協定期間の初年度であったこと及び、他の協定工事（支障物移転、河道拡幅）もあり、精算が輻輳していたため、精算時の整理のために「精算申し入れ」を行ったものと推察されます。

5. 各年度末の検査依頼文（JRから横浜市への依頼文）

JRから依頼した文書は、現在のところ確認できておりません。

(理由)

- ・ 各年度末の検査については、事業主体である横浜市からご連絡を受けて、検査日を決定していますので、弊社からの検査依頼書はないものと推察されます。

6. 各年度末検査時に提示された資料

弊社で確認いたしました横浜市による検査は、平成 17 年 4 月（出来高検査）、平成 18 年 2 月（完成検査）、平成 19 年 4 月（完成検査）、平成 20 年 4 月（完成検査）です。平成 17 年 4 月の検査の際に提示した資料につきましては、現在のところ確認できておりません。

それ以外の検査につきましては、完成検査の際に、透明性確保の書類として既に提出させていただいております。

7. JR から請負会社に提出した契約書類

本件工事に係わる工事注文書、工事注文請書のことと思われませんが、これらにつきましては、これまで 3 回の完成検査において提出させていただいております。

8. 横浜市が算出した年度末出来高のうち、実際に JR で出来高を確認し支払ったものの証明

平成 20 年 11 月 5 日に、横浜市が年度末の出来高を試算するために使われるデータを資料として弊社より提出いたしております。この資料は、基本的に公開していただきまして差し支えありません。ただし、この資料中、積算関係の記載部分につきましては、公開されることで業務に支障を生じると懸念しております。

なお、実際に JR で出来高を確認し支払いました工事の、工事注文書、工事注文請書、請負会社から弊社への請求書等につきましては、これまで 3 回の完成検査において提出させていただいております。

9. JR に入金したお金はどのように処理されているか。

委託を受け JR に入金した工事費につきましては、会計上、前受工事負担金という負債として管理しております。なお、特別な運用はしておりません。

以上

道河事第536号

平成21年 7月 8日

東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員横浜支社長  
濱田 賢治 様

横浜市道路局河川部長 中 田 穂 積

東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事に係る資料について（協議）

日ごろから、本市市政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、このたびは協議内容に関する資料の提出に対し御回答いただき、誠にありがとうございました。

さて、貴社回答の中の一部事項につきましては、別紙のとおり本市の見解をお示しますので、引き続き協議をお願いいたしたく、御依頼申し上げます。

連絡先 横浜市道路局河川部  
河川事業課長 桐原 隆  
電話 045(671)3981

1 平成19年4月26日付資料について（貴社回答1）

この資料は、台風等による遅延のため、全体工期の延期と全体工事費の変更に関する協定変更を趣旨とした申出と考えております。貴社の未処理金の記載がありますが、それは決算の考え方に対する双方の相違が一因としてあり、その時点では累積差金の精査もなされていません。

平成20年度には、平成19年度施行協定の変更による精算及び工事の進ちよく状況に合わせ、平成20年度・21年度施行協定の締結を行っております。

今年度には全体の施行協定の工期・事業費の見直を行ってまいりますので、継続して協議をお願いいたします。

2 「工程精査による協定変更」について（貴社回答3）

平成16年度協定の工事の遅れが、支障家屋移転や台風被害対応・対策工事の実施などが理由であることは事実ですが、それによる工程精査は貴社しか行えないものであり、説明資料を作成していない理由には該当しないものと考えます。今後の工程精査時は、資料の作成・提示をお願いします。

3 工事費の精算について（貴社回答4）

年度ごとの精算に関して、ゼロ精算で取り扱うとの話があったとしても、それは予算の範囲内で精算を行うということであり、年度内に精算を行わないという趣旨のものではないと考えます。

全体施行協定書第5条で、「工事費については各年度の予算の範囲内で負担」、第6条で設計変更及び工事費の精算については「工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ協議するもの」とあります。工事の設計変更等により、工事費の精算が必要な場合には年度ごとの精算が必要ですので協議をお願いいたします。

4 各年度末検査時の資料について（貴社回答6）

国土交通省から平成16年7月1日に出された「都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」の通知にも請負契約締結時及び精算時の資料が例示されており、出来形検査時にはこれら資料の確認が必要です。

しかし、平成19年度までの検査時においては、既に発注した施工業者及び契約工事額の一覧表、施工業者への支払い書（写）、施工業者との契約書（写）等の提出はあったものの、年度末出来形確認のための数量計算書、出来形数量総括表等の詳細資料の提出はなく、年度末出来高の確認が出来なかったものと思われまます。したがって、透明性確保の通知に基づく書類として検査時に確認できてはいなかったものと考えています。

今後は、事業の進捗状況の共有化とともに、各年度末における的確な精算ができるよう、より綿密な協議の実施をお願いいたします。



## 2. 横浜市から神奈川県に報告された【今井川「東海道本線今井川橋りょう及び金沢橋改築工事」の委託についての調査報告書（以下、調査報告書）】に対する弊社の見解

### (1) 事象の認識について

調査報告書「1. 経緯」における、

20年6月の会計検査の対応準備のため、本市として、現地の事前確認を行ったところ、平成19年度の年度協定に関する部分が完了していないことが判明した。

という表記に対して、

[弊社の見解]

弊社は、横浜市に対して、これまでの協議、立会、検査等において、本件工事が遅延していることを説明しており、平成19年度施行協定工事が完成していないことも平成20年4月11日の平成18年度施工協定の完成検査時に説明しています。

### (2) 出来高検査、完成検査の実施日について

調査報告書「4. 調査結果 (3) 協定締結から検査支払いまでの経過」における、

①平成17年3月31日 平成16年度施行協定の出来高検査を実施

②平成18年1月31日 平成16年度施行協定の完成検査を実施

③平成18年3月31日 平成17年度施行協定の出来高検査を実施

④平成19年3月30日 平成17年度施行協定の完成検査を実施

平成18年度施行協定の出来高検査を実施

⑤平成20年3月31日 平成18年度施行協定の完成検査を実施

平成19年度施行協定の出来高検査を実施

という表記に対して、

[弊社の見解]

各年度協定の出来高検査または完成検査として、横浜市と弊社の担当者が現地立会を実施したのは以下のとおりです。

①平成17年4月13日 平成16年度施行協定の出来高検査として、横浜市と弊社の担当者が現地立会を実施。

②平成18年2月9日 平成16年度施行協定の完成検査として、横浜市と弊社の担当者が現地立会を実施。

③弊社は、平成17年度施行協定の出来高検査として、横浜市と現地立会を実施した記録はありません。

④平成19年4月17日 平成17年度施行協定の完成検査として、横浜市と弊社の担当者が現地立会を実施。

⑤平成20年4月11日 平成18年度施行協定の完成検査として、横浜市と弊社の担当者が現地立会を実施。

### (3) 工事の遅延につながる支障物件移設工事について

調査報告書「4. 調査結果 (4) 事実関係のまとめ」における、

JR東日本に委託して勸めていた15年度完了予定の支障物件（ガス管等の地下埋設物）移設工事は、移転先確保の調整が難航したことなどにより、完了が遅れ、3月完了予定が9月となった。

という表記に対して、

[弊社の見解]

弊社では、ガス管の移設工事を横浜市から委託されておりませんし、施工しておりません。

(4) 各年度協定における年度末（出来高検査時）、年度協定終了時（完成検査時）におけるJR東日本からの請求額について

調査報告書「4. 調査結果 (4) 事実関係のまとめ」における、  
横浜市として、次の理由から、出来高の把握が十分できないままJR東日本からの請求金額を支払った。  
という表記に対して、

[弊社の見解]

弊社からの請求金額については、横浜市の担当者から「各年度に計画した予算どおりの金額を支払う」という事務処理の指示に基づくものです。

(5) 各年度協定における年度末（出来高検査時）、年度協定終了時（完成検査時）における横浜市が出来高の把握が十分できないまま請求金額を支払った理由について

調査報告書「4. 調査結果 (4) 事実関係のまとめ」における、  
JR東日本は既に工事について施工業者との契約済みであり、不足分については責任をもって施工するとの申し出が検査時点であった。  
という表記に対して、

[弊社の見解]

協定に基づき委託を受けた内容については、弊社として責任を持って施工することは当然でありませんが、検査時点でことさら「出来高の不足分について責任を持って施工する」と申し出た事実はありません。

(6) 不適切な事務処理の原因について

調査報告書「5. 不適切な事務処理の原因 (1) 補助事業における鉄道委託工事契約に関する理解の不足」における、  
JR東日本から、出来高の確認できる資料の提出がなかったこと  
という表記に対して、

[弊社の見解]

横浜市が、現地確認を実施した3回（平成18年2月9日、平成19年4月17日、平成20年4月11日）の完成検査において、弊社は工事決算状況表、工事注文書・注文請書、請負金額内訳書、請求書、出来形調書、工事写真等を提示し、各年度に施工した出来高を説明しております。

このうち、平成18年2月9日の平成16年度施行協定完成検査では、横浜市の担当員は資料の一部のみ持ち帰り、その他の資料は不要として持ち帰られませんでした。また、平成19年4月17日、平成20年4月11日にそれぞれ実施した平成17、18年度施工協定完成検査でも、同様に資料は不要とのことでしたが、弊社からの申し出により最終的に持ち帰られております。

なお、横浜市から弊社に対して、追加の資料の要請はありませんでした。

調査報告書「5. 不適切な事務処理の原因 (1)補助事業における鉄道委託工事契約に関する理解の不足」における、  
鉄道工事の現場状況から市の職員が立ち入るのが困難であったこと  
という表記に対して、

[弊社の見解]

横浜市からの現地立ち入り要請があればその都度対応してきました。  
また、平成16年度から平成19年度末までに、出来高検査や完成検査を含め、少なくとも15回は横浜市の担当者の現地訪問記録があります。

調査報告書「5. 不適切な事務処理の原因 (1)補助事業における鉄道委託工事契約に関する理解の不足」における、

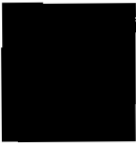
このように本件工事については、全体施行協定の期間及び内容での処理を考えたJR東日本に対して、横浜市は、平成16年7月の国土交通省の通知「都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」についての河川部局への周知が図られなかったこともあり、各年度協定の出来高について、横浜市とJR東日本との相互の協議・確認が十分に行われなかったことが今回の不適切な事務処理につながる原因としてあり、課題と考えている。

という表記に対して、

[弊社の見解]

全体施行協定の期間及び内容での処理については、弊社が自ら考えたことではありません。  
基本協定締結前の平成14年12月26日の協議で、横浜市の担当者から「年度毎に精算を行わず、基本協定の期間（平成16年度から平成22年度まで）の最後に精算する。すなわち、各年度に計画した予算どおりの金額を支払う」という事務処理は、横浜市からの指示によるものであります。  
また、平成18年11月29日、平成19年4月26日に弊社から、横浜市と弊社の出来高の考え方の相違による精算方法の是正について、横浜市に申し入れを行っておりますが、明確な回答はありませんでした。

以上、調査報告書の内容について、弊社の事実認識との主な相違点であります。その他についても必要があれば、詳細についてご説明いたします。



横設土第 191 号

平成 21 年 8 月 3 日


横浜市

道路局委託工事等事故再発防止委員会

委員長 山下 光 殿

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員横浜支社長 濱田 賢



東海道本線岩間川橋りょうおよび金沢橋改築工事に関するヒアリングの  
補足回答等について

本工事における補助金の返還等の事象について、弊社は7月22日に貴委員会からのヒアリングに出席しましたが、補足回答を含め貴委員会に対し下記のとおり、資料を提出させていただきます。

下記の資料の内容については、正確を期すため、改めて弊社社員が委員会に出席し、ご説明させていただきようご検討願います。

また、今後開催の委員会には、弊社社員の傍聴のための出席を認めていただくよう依頼いたします。

記

1. ヒアリング時に回答を保留し別途回答するとした項目について
2. ヒアリング時の主な質問に関する弊社としての補足説明について

## 1. ヒアリング時に回答を保留し別途回答するとした項目について

### (1) 神奈川県連絡協議会にJRの担当者は参加されているのか

《回答》

公共事業工事に関連して神奈川県が開催する連絡会議の存在を弊社は把握しておりませんし、神奈川県から弊社に対して出席の依頼を受けたこともありません。また、弊社はこれまで神奈川県が主催する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」などの会議への出席はありますが、これらの会議において「透明性の確保」の通知について話題にあがったことはありません。

### (2) 横浜市との間において、同様な河川と鉄道交差の工事が過去にあったのか

《回答》

過去 10 年間において、弊社横浜支社が横浜市から委託を受けた工事・設計件数は 48 件であります。その内訳は、河川改修工事 6 件、線路下横断工事 1 件、線路上空横断工事 14 件、その他 27 件であり、河川改修工事の箇所数としては、当該箇所を含め 3 箇所となります。

### (3) JR東日本では、会計処理上の基準は、工事完成基準か、工事進行基準か

《回答》

本件工事を含め、協定工事について、弊社は、工事の発注を自治体から委託された立場であり、横浜市と弊社の関係は請負工事契約の形態ではありません。したがって、建設工事業者等の収益認識基準である「工事進行基準」や「工事完成基準」などの会計基準は、横浜市に代わる発注者としての弊社には適用されないものであると認識しております。

### (4) JR東日本が指摘する横浜市の担当者の名前を具体的に教えてほしい

《回答》

弊社で把握している本件における横浜市の担当者、担当係長、検査員、検査立会者については以下のとおりで、弊社の担当者と協議や打合せ、立会いを実施しております。

#### 1) 平成 14 年度

- ・担当係長は仲澤克彦様、担当者は川島清隆様

#### 2) 平成 15 年度

- ・担当係長は仲澤克彦様、担当者は川島清隆様

#### 3) 平成 16 年度

- ・担当係長は新田巧様、担当者は川島清隆様
- ・平成 17 年 4 月 13 日に実施された、平成 16 年度施行協定に係る出来高検査を行った検査員は加藤三朗様、検査立会者は川島清隆様

#### 4) 平成 17 年度

- ・担当係長は新田巧様、担当者は川島清隆様

- ・平成 18 年 2 月 9 日に実施された、平成 16 年度施行協定に係る完成検査を行った検査員は加藤三朗様、検査立会者は川島清隆様
- 5) 平成 18 年度
  - ・担当係長は新田巧様、担当者は川島清隆様
  - ・平成 19 年 4 月 17 日に実施された、平成 17 年度施行協定に係る完成検査を行った検査員は秋本圭一様、検査立会者は川島清隆様
- 6) 平成 19 年度
  - ・担当係長は新田巧様、担当者は川島清隆様
  - ・平成 20 年 4 月 11 日に実施された、平成 18 年度施行協定に係る完成検査を行った検査員は秋本圭一様、検査立会者は川島清隆様

## 2. ヒアリング時の主な質問に関する弊社としての補足説明について

(1) 平成 16 年 7 月 1 日付に国土交通省から通知された「都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」(以下、「透明性の確保」といいます。)に関する弊社の認識について

「透明性の確保」は、平成 16 年 7 月 1 日に国土交通省から関係機関に通知されたものであります。その通知を受け、弊社は平成 16 年 10 月に各支社契約等担当者へ「透明性の確保」の趣旨や協力範囲について周知をはかってきたところであり、また、その後も平成 18 年 11 月の会計検査院による鉄道事業者への「資金の滞留や消費税の過払いについて」の不適切な事象に対する指摘や平成 19 年 3 月の国土交通省関係部局と鉄道事業者間における「透明性の確保」の通知徹底に関する取組み協議を受けた平成 21 年 1 月の関係者による申し合わせ内容などについて、継続して周知をはかってきたところであり、

弊社としては、「透明性の確保」の通知の趣旨は、都市・地方整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合、工事を委託した自治体等が工事等の内容や費用等を把握するためのものであると認識しております。

本件については、平成 16 年～19 年度末までの間、横浜市から「透明性の確保」に基づく資料の提供要請はありませんでしたが、弊社が各年度施行協定の完成検査の際に関係書類(工事決算状況表、工事注文書・注文請書、請負金額内訳書、請求書、出来形調書、工事写真等)を準備し横浜市へ説明の上、提出しております。

### (2) 国・自治体の会計基準の把握と弊社の対応について

弊社といたしましては、国や自治体の会計基準が単年度決算であることは承知しておりますが、その取り扱いなどについては詳細に把握しておりません。また、弊社は横浜市において補助金がどのように処理されているかを把握しておりません。本件については、協定締結前の横浜市の担当者からの「協定額の精算につ

いては、基本協定書の期間（平成16年度から平成22年度まで）の最後に工事費を精算することにより行う。」すなわち、各年度に計画した予算どおりの金額を支払うという事務処理の指示に基づき、その後の工事費の精算を行ってきたものであります。

なお、その他の協定工事においても、協定締結相手との協議により決定した事務処理方法に基づき処理を実施してきております。

### （3）工事の遅れや未処理金の蓄積の原因とその後の対応について

#### ①設計から施工監督まで一貫して委託を受けて実施している工事における弊社のチェック機能について

本件工事については、その設計から施工監督にいたるまで旧運輸省・建設省の協定（いわゆる、「運建協定」）を踏まえた「河川工事に起因して生じる鉄道工事に関する実施要綱、細目要綱」に基づく協議の結果、弊社が一貫して実施しております。設計や施工の進捗状況については、弊社および請負会社との間において、適宜、現地の確認や図面図表類によるチェックを行っております。その結果を弊社は、横浜市に電話や電子メール、現地事務所での打ち合わせ、さらには各年度施行協定における完成検査等においてご報告しております。

#### ②工事の遅れや未処理金の蓄積についての横浜市への申し入れについて

本件事象の原因は、弊社としては、「協定額の精算については、基本協定書の期間（平成16年度から平成22年度まで）の最後に工事費を精算することにより行う。」すなわち、各年度に計画した予算どおりの金額を支払う。という事務処理の指示を受けたことに起因するものであると認識しております。

また、支障物件移転工事や台風による水害対策の優先対応などで、本件工事に大幅な遅れが発生し、年度施行協定に謳った工事が完成せず、未処理金が発生していることについては、少なくとも平成16年度施行協定に係る完成検査の時点（平成18年2月9日）で横浜市と弊社は互いに認識していたと推定されます。その後、累積した多額の未処理金の処理について、弊社は横浜市に対しその是正について具体的な案を提示して度々ご相談させていただいておりましたが、解決にはいたりませんでした。

### （4）平成16年度施行協定（予算額約10億円）において、平成16年度決算予定額を約7億円に決定した経緯について

平成16年10月の台風22号による水害対策工事などで本件工事に大幅な遅れが発生していたことは、横浜市および弊社の当時の担当者においては共通の認識であると考えております。すなわち、平成16年度施行協定工事の予算繰下げ確定時期である平成16年の11月から12月頃、平成16年度施行協定にある土木工事が工程の大幅な遅れにより16年度末までに出来ないことは明らかでありました。当社においては、横浜市の担当者に平成16年度の決算予定額を報告した経緯についての記録は残っておりません。

弊社として、工事が遅れて出来高が少ない見込み（7千万円程度）の中で、多額の出来高を想定した決算予定額（約7億円）を横浜市へ提示する必要性はありません。

#### （5）台風22号の浸水被害の原因とその後の対応について

河川工事が専門ではない弊社は、河川敷における工事について、計画段階から、横浜市の河川担当箇所から仮設構造物の設置位置や取り付けなどについてご指導を受け、承諾をいただいて工事を進めてまいりました。

このため、本件工事の仮設構造物に起因して水害が発生することはないと考えておりました。

また、平成16年10月9日に発生した台風による水害の対応としては、発生の情報を受け弊社社員が直ちに請負会社の作業員約20名を召集し、被災者宅における被災物の回収などを横浜市と協力して行うとともに、被災物の集積場として現場を開放しております。また、付近民家における地下室の冠水現場では、水中ポンプによる汲み上げを実施するなど水害に対して可能な限り対応してまいりました。

その後、横浜市の指示のもと本件協定とは別の「二級河川今井川岩井町・保土ヶ谷町一丁目地区河道拡幅工事」協定および「二級河川今井川帷子町二丁目・保土ヶ谷町一丁目地区河道拡幅工事」協定を締結し、本件工事より優先して水害対策工事に取り組んでまいりました。さらに、観測用の水位計の増設、作業構台の構造変更、仮水路の構造変更、大雨時の現場巡回体制の強化、水中ポンプや土嚢などの緊急資器材の手配などの水害対策を横浜市と協力して進めてまいりました。



横設土 第 330 号  
平成 21 年 10 月 2 日

横浜市

道路局委託工事等事故再発防止委員会

委員長 山下 光 殿

東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員横浜支社長 濱 田

東海道本線岩間川橋りょうおよび金沢橋改築工事に関するヒアリングの  
補足回答について

本工事における補助金の返還等の事象について、弊社は 8 月 25 日に貴委員会からのヒアリングに出席しましたが、貴委員会に対し補足回答を下記のとおり提出させていただきます。

記

1. ヒアリングにおいて回答内容を確認するとした項目について

## 1. ヒアリングにおいて回答内容を確認するとした項目について

- (1) 平成17年度の会計検査院報告公表時期（平成18年11月）と、JRから横浜市への未処理金是正申し入れ時期（平成18年11月29日）が一致している。さらに、平成19年3月の「都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」（以下、「透明性の確保」といいます。）の通達の徹底に関する通知時期と、JRから横浜市への未処理金是正申し入れ時期（平成19年4月26日）が一致している。これは、国の動向を見て、JRが横浜市に未処理金の是正を申し入れたのではないのか

《回答》

未処理金の処理については、少なくとも平成18年2月の完成検査時、平成18年8月の打合せにおいて、弊社と横浜市の間で話題になっておりました。

弊社では、未処理金の把握やその是正についての検討を重ね、平成18年11月29日に横浜市へ具体的な申し入れをしています。

その後、横浜市から回答がなかったことに加え、平成19年3月に「透明性の確保」の通達の徹底が通知されたことも念頭に、再度、平成19年4月26日に横浜市へ未処理金の是正について申し入れを行いました。

このように、弊社は、国の動向前から未処理金の是正についての協議は進めておりましたが、「透明性の確保」の通達の徹底が発出されたことを受けて、再度、未処理金の是正を横浜市に申し入れたというのが経緯に関する事実です。

- (2) 横浜市から預かった未処理金は、どのように処理されていたのか。損益計算書に影響はないのか

《回答》

弊社では、横浜市など自治体から委託された工事については、その工事に係る入金額は、前受金（負債）として受け入れています。

その後、工事しゅん功後に前受金残高を減少させる会計処理を行います。弊社が横浜市に代わって、横浜市の財産となる橋りょうボックスを建設する本件工事のように、しゅん功後の財産が自治体に帰属する場合には、工事がしゅん功した段階で、しゅん功に要した工事費額と当該工事費額に見合う前受金額とを相殺するとともに、自治体との協定に基づく管理費相当分のみを前受金から収入へ振り替えるという会計処理を行っております。

したがって前受金（負債）残高の多寡が損益に与える影響はありません。